

令和7年第1回穴水町議会3月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和7年3月4日（火）

招 集 場 所 穴水町議会議場

出 席 議 員 （9名） 議長 佐 藤 豊 副議長 小 谷 政 一

1 番 宮 本 浩 司 7 番 伊 藤 繁 男

4 番 湯 口 かをる 8 番 小 泉 一 明

5 番 山 本 祐 孝 9 番 小 坂 孝 純

6 番 大 中 正 司

欠 席 議 員 （1名） 10番 浜 崎 音 男

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長 吉 村 光 輝 副 町 長 宮 崎 高 裕

教 育 長 大 間 順 子

総 務 課 長 北 川 人 嗣 復 旧 復 興 黒 田 篤 史
対 策 室 長

環 境 安 全 課 長 荒 木 秀 人 税 務 課 長 出 水 幸 織

住 民 福 祉 課 長 笹 谷 映 子 子 育 て 健 康 課 長 谷 口 天 洋

観 光 交 流 課 長 小 林 建 史 地 域 整 備 課 長 金 谷 康 宏

上 下 水 道 課 長 勝 本 健 一 会 計 課 長 岡 浦 祥 美

教 育 委 員 会 松 尾 美 樹 総 合 病 院 橋 本 真
事 務 局 長 事 務 局 長

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷 寿美 次長 諸橋 徳子 係長 龍池 公子

令和7年第1回穴水町議会3月定例会日程表

	月 日	曜日	時 間	議 事
第1日	3月4日	火	午前10時	(開 会) 第1、会議録署名議員の指名 第2、会期の決定 第3、町長提出議案等の提案理由の説明 第4、議案審議・採決 議案第18号、議案第22号、 議案第23号、議案第24号 第5、議員提出議案の趣旨説明 第6、諸般の報告 (散 会、 議員協議会)
第2日	3月5日	水		休 会
第3日	3月6日	木		休 会
第4日	3月7日	金		休 会
第5日	3月8日	土		休 日
第6日	3月9日	日		休 日
第7日	3月10日	月		休 会
第8日	3月11日	火	午後1時30分	(本会議再開) 第1、一般質問 第2、町長提出議案等の提案理由の説明（追加分） 第3、議案等に対する質疑 第4、議案等の予算決算特別委員会付託 第5、議案等の常任委員会付託 (散 会)
第9日	3月12日	水	午前9時	予算決算特別委員会
第10日	3月13日	木	午前9時	予算決算特別委員会
第11日	3月14日	金	午後1時30分	総務産業建設常任委員会
第12日	3月15日	土		休 日
第13日	3月16日	日		休 日
第14日	3月17日	月	午後1時30分	教育民生常任委員会
第15日	3月18日	火		休 会
第16日	3月19日	水	午前10時	(本会議再開) 第1、予算決算特別委員会付託議案等の 委員長報告 第2、予算決算特別委員会委員長報告に 対する質疑 第3、討 論 第4、採 決 第5、常任委員会付託議案等の委員長報告 第6、常任委員会委員長報告に対する質疑 第7、討 論 第8、採 決 第9、閉会中継続審査及び調査 (閉 会)

町長から本会議に提出された議案は、次の２５件であった

- 議案第１号 令和７年度穴水町一般会計予算
- 議案第２号 令和７年度穴水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第３号 令和７年度穴水町介護保険特別会計予算
- 議案第４号 令和７年度穴水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第５号 令和７年度穴水町病院事業会計予算
- 議案第６号 令和７年度穴水町水道事業会計予算
- 議案第７号 令和７年度穴水町下水道事業会計予算
- 議案第８号 令和６年度穴水町一般会計補正予算（第７号）
- 議案第９号 令和６年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
- 議案第１０号 令和６年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
- 議案第１１号 令和６年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第２号）
- 議案第１２号 令和６年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
- 議案第１３号 令和６年度穴水町病院事業会計補正予算（第４号）
- 議案第１４号 令和６年度穴水町水道事業会計補正予算（第４号）
- 議案第１５号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第１６号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第１７号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第１８号 一般職の職員の給与の支給に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第１９号 穴水町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第２０号 穴水町さわやか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第２１号 穴水町企業誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第２２号 穴水駅前観光物産施設の指定管理者の指定について
- 議案第２３号 のとふれあい文化センター等の指定管理者の指定について
- 議案第２４号 穴水町営ゴルフセンターの指定管理者の指定について
- 議案第２５号 穴水町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

町長から本会議に提出された報告は、次の２件であった

- 報告第１号 令和６年度穴水町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の報告について
- 報告第２号 穴水町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

本会議に提出された議案は、次の３件であった

- 発議第１号 穴水町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

発議第 2 号 穴水町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

発議第 3 号 ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書の提出について

本会議に提出された議会報告は、次の 1 件であった

議会報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について

◎議事日程

日程第 1、会議録署名議員の指名

日程第 2、会期の決定

日程第 3、町長提出議案等の提案理由の説明

日程第 4、議案審議・採決

議案第 18 号、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号

日程第 5、議員提出議案の趣旨説明

日程第 6、諸般の報告

議 事 の 経 過

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会

○議長（佐藤豊）

ただ今から、令和 7 年第 1 回穴水町議会 3 月定例会を開会いたします。

10 番 浜崎音男議員から入院治療のため欠席届が提出されていることをご報告いたします。

ただ今の出席議員数は 9 名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤豊）

日程に基づき、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、穴水町議会会議規則第 126 条の規定により、4 番 湯口かをる議員

及び５番 山本祐孝議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤豊）

次に、「会期の決定の件」を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より３月１９日までの１６日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。よって、会期は、本日より３月１９日までの１６日間に決定いたしました。

これに基づく議事日程は、お手元へ日程表を配布してありますので、ご確認願います。

◎町長提出議案等の提案理由の説明

○議長（佐藤豊）

次に、町長提出議案２５件と報告２件を一括議題にいたします。

これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

本日ここに、令和７年第１回穴水町議会３月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年の日元に発生した令和６年能登半島地震から１年と２か月が経過しました。過去に経験のない復旧と復興のため、決して気の抜けない日々が続いています。あの日を振り返ると、地震発生当日に家の倒壊やがけ崩れなどで、穴水町だけで２０人もの命が失われ、更に、この地震が要因で亡くなられた関連死として認定された方が、本日までに２６人におよびます。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご家族の皆様方に心よりお悔やみを申し上げます。

そして、この未曾有の大地震で被害のあった住家は、全壊４９６棟を含む４，１１５棟に

および、その内、解体を余儀なくされた住家は775棟を数え、本日までに544棟が解体されております。納屋や蔵、さらには空き家や店舗などの非住家を含めると町全体で約2,700棟の建物が今年中に解体されることになります。祖先から引き継いだ自宅や蔵が無くなることは、この上なく寂しく、悲しい思いをしていることとお察しいたします。改めてお見舞いを申し上げます。

また、自宅などの修復についても業者不足や資材の高騰などで思うように進まず、気が休まらないことと思います。役場庁舎や地域の集会所にしても同様に、業者不足やこの冬の大雪の中、思うように進まず、ご不便とご迷惑をお掛けしております。

更に、道路、河川、港湾や農林水産施設などの補助災害復旧事業については、ようやく国の災害査定が終了し、全国からの中長期派遣職員のご支援で発注作業が始まったばかりであります。その災害査定の状況については、公共土木施設災害復旧事業で214億4,000万円余り、農林水産施設災害復旧事業で78億1,000万円余り、学校などのその他災害復旧事業については、現在未査定の穴水小学校の新築復旧費を除き10億6,000万円余りであり、現時点での総額は303億円余りとなっております。

更に、水道事業で31億円、下水道事業で72億円余りとなっており、病院事業については、現時点で査定待ちの状況にありますが、3億円程度になると試算しています。

その他、国の補助災害にならない、役場庁舎や集会所、更には、宿泊施設であるキャッスル真名井などを含めると、この能登半島地震での町の復旧事業費は、現時点ではありますが、400億円を超える規模になっており、今後、復旧作業が進む中で、被災箇所がさらに発見されると、数十億円単位で被害額も増額すると推計しています。

また、その復旧スケジュールについては、基本的な補助災害復旧は、原則3年以内となっておりますが、能登半島の地理的、気候的に不利な状況や、復旧事業者の不足感を考えると、到底計画どおりに進まないと予想されます。今後、少しでも早く復旧工事が進むように、国や県と連携して、計画的な発注と、進捗管理に努めてまいりたいと考えております。

そして、もう一つこの場をお借りし、穴水町と町民を代表いたしまして、この1年の復旧と復興のご支援に対し、感謝とお礼を申し上げたいと思います。国や石川県の皆さん、全国からの消防や自衛隊の皆さん、多くの自治体の皆さん、ボランティアの皆さんとそれをまとめていただいたボランティア団体の皆さん、そして、ふるさと納税や義援金に加え、様々な支援物資を寄せていただいた皆さん、さらに、全国の企業や団体関係者の皆さん、改めて、これまでのご支援に心より厚く感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、本議会に提案する議案等について、ご説明いたします。

まず、議案第1号の令和7年度穴水町一般会計予算であります。当初予算額は244億5,100万円であり、その内、68.8%にあたる168億3,600万円余りが、この地震の被災者対応や復旧・復興に係る地震関連予算となっております。

まず、この地震の災害復旧事業の状況についてであります。

公共施設等の災害復旧費については、現時点で400億円を超える規模であります。これまでに64億円余りを予算化しており、全国からの中長期派遣職員のご支援をお借りしながら発注作業がようやく始まったところであります。新年度予算には、道路、橋梁、河川や港湾などの公共土木施設災害復旧費で、82億3,000万円余りを計上し、農地・農業用施設、林道、漁港などの農林水産施設災害復旧費で39億7,000万円余りを計上いたしました。

また、文教施設災害復旧費では、穴水小学校校舎の解体工事費3億1,000万円余りを含む6億3,000万円余りを計上し、その他公共施設災害復旧費においては、役場庁舎の復旧費で4億4,000万円と各地区集会所の復旧費2億1,000万円を追加するなど、総額7億3,000万円余りを計上したところであります。

このことにより、一般会計予算の災害復旧費総額は、135億7,000万円余りとなったところであり、本格復旧の第一歩として、今後の復旧工事を加速させてまいりたいと考えております。

次に、被災者の生活再建支援についてであります。

公費解体などで自宅等がなくなった方などが最もご心配している、次の居住先の一つである、災害公営住宅の建設であります。先行しております上野地区については、現在、穴水町買取型災害公営住宅整備事業として、整備する事業者の公募をしており、3月6日に応募している数社と事業者プレゼンテーション・ヒアリングを実施いたします。今月中には選定事業者と基本協定を締結し、早ければ令和8年度中の完成と入居を目指しております。その他の地区については、12月議会で説明した、兜地区と川島の白山地区の旧鉄道用地と町道白山線沿いの地区に加え、今回、川島の稲荷町と新町にまたがる地区と駅西の旧県施設の周辺地区の2か所選定したいと考えており、そのための土地購入費などに1億7,000万円余りを計上いたしました。これら6地区で約170世帯の建設を見込んでおり、住吉地区や諸橋地区についても、住民の意向調査を踏まえ、できるだけ早く場所選定したいと考えております。誰一人取り残さない、全ての希望者が安心して住まいできる住居を全力で確保いたします。

次に、被災された自宅の自己再建についてありますが、昨年の9月議会で議決いただいた3つの町単独事業の一つである100万円の住宅取得奨励金について、今回、高校生以下がいる子育て世帯に、さらに100万円を上乗せし、上限を200万円にすることで、少しでも若年世代の町内での自宅再建と定住を促したいと考えており、既存制度も含め、1億2,000万円を追加で計上いたしました。

更に、一部損壊や準半壊世帯への支援事業や墓石等の復旧事業に加え宅地復旧支援事業などについても6億1,000万円余りを追加計上したところであり、仮設住宅の入居者への支援や災害弔慰金・見舞金などを含め、総額10億円を超える支援としたもので、改めて制度の周知に努め、被災した自宅の再建に向け、町として、今できる支援を充実させてまいりたいと考えております。

次に、12月に策定した穴水町復興計画の4つのシンボルプロジェクトに基づき、実施する事業についてご説明いたします。

1つ目の、災害に強いまちづくりプロジェクトについてですが、今回の地震では、これまでの想定を遥かに超えた広域的且つ大規模な被害が発生し、現在の町の「地域防災計画」における初動体制や避難所の設置・運営、備蓄品等の保管量などの様々な課題が浮き彫りになりました。今回、この地震を検証し、さらに、その教訓を町の地域防災計画に反映するため、見直し・改訂作業を行います。その業務委託料として1,000万円を計上いたします。

次に起こりうる大規模災害を想定した対策・体制づくりを推進し、「自助・共助・公助」のさらなる強化を図り、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

また、県の復興基金を活用し、3か所の福祉避難所に加え、町内52か所の指定避難所について、夜間照明や間仕切りテント、非常電源など、現在不足している災害対応設備等を導入することとしており、来年度については、福祉避難所3か所を含め19か所の指定避難所について、総額3,150万円の事業費を計上したところであり、その他の指定避難所についても、随時導入し、各避難所の防災力の強化を図ります。

更に、これらの事業と並行して、総務省の補助事業を活用し、奥能登版デジタルライフライン推進事業として、県のシステムと連携した避難所管理システムを導入するとともに、町内4か所の公民館と役場庁舎にスターリンクやデジタルサイネージを導入する費用として、5,100万円余りを計上するもので、DXを活用した防災機能の向上を図ります。

次に2つ目の、地域コミュニティとなりわいの再生プロジェクトについては、これまでに、なりわいの再生事業の上乗せや農業機械の再取得の補助金などについて支援してまいりましたが、今回、林業用施設災害復旧事業費補助金として木材加工施設等に対する補助経費として7,300万円を計上した他、農業機械再取得等支援事業に4,800万円を追加計上いたしました。

更に、集落のコミュニティ施設としての神社や集会施設の復旧支援についても1億円を計上し、復旧事業を加速させてまいります。

そして、今回、町の企業誘致条例について、これまでの補助率を20%から30%に、限度額も1億円から3億円に大幅に引き上げたいと考えており、投資額の下限や雇用者数の緩和など、県内でもトップクラスの支援制度とするもので、宿泊施設の誘致や町内企業の復興と投資を促したいと考えており、併せて、社員寮の整備に対する支援も含め、町内の経済活動の再生と活性化の一助にいたしたいと考えております。大変難しい課題ではありますが、私自身がトップセールスマンとして先頭に立って、この震災でご支援いただいた企業を中心に訪問し、復興の要となるべく成果を出したいと考えております。

その他、物価高騰対策でもある穴水町商品券配布事業については、5,200万円余りを計上し、新年度早々に新たな商品券を配布する予定にしております。全町民1人当たり5,000円の商品券に加え、18歳以下の子供たちに1万円と仮設住宅やみなし仮設住宅にお住いの世帯に1万円を加算し、少しではありますが家計への負担軽減に努めたいと考え

ております。

次に、3つ目の、魅力ある子育てと教育の環境づくりプロジェクトについては、年内に開所予定の福祉施設に併設する、休日に対応した地域子育て支援拠点の開所準備と運営を支援するための経費として、国、県の制度に従い580万円余りを計上いたしました。充実した子育て環境の整備を図るとともに、新たに開始する5歳児検診については、県内でもいち早く実施するもので、こどもの個々の発達特性を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえながら、必要な支援に繋げるものであります。

また、学校施設においては、石川県のGIGAスクール構想に基づき、ICTの活用を推進しておりますが、更新時期を迎えた3つの小中学校のタブレットや校務用パソコン等について更新する費用として4,200万円余りを計上するもので、引き続き、小中学校のDX化と児童生徒の表現力や発信力の育成のための環境整備に努めてまいります。

そして、震災後の最重要課題の新穴水小学校の建設については、現在、文部科学省と建設事業の概要について協議しており、未来づくり会議や保護者のご意見、さらには議員の皆様方をはじめ、多くの町民のご意見をお聞きした上で、最終的に建設場所や財源確保も含め、6月議会までに基本計画の概要をお示ししたいと考えており、遅くとも令和10年中の開校を目指したいと考えております。

その他、穴水町の歴史や文化、祭りなど、ふるさと穴水をより知ってもらうためのあなみず検定を実施する経費として180万円余りと、歴史体験学習事業を実施する経費に90万円を計上し、地震からの復興と合わせて、町民のふるさと教育の充実を図りたいと考えております。

最後に、四つ目の、奥能登の玄関口再生プロジェクトについてであります。

今回の地震により、特に大きな被害を受けたのと鉄道穴水駅やその周辺を含めた中心市街地の再整備が必要だと考えております。のと鉄道や北鉄奥能登バスの運行の維持存続に加え、穴水駅を起点に広がる公共交通体系の再整備に合わせた新たな交通手段の確保や駅から続く町商店街の再生と活性化の他、防災道路としての穴水インターからのアクセス道路の建設や新たな住まいの確保に加え、物流拠点としての面整備も検討いたしたく、被災の大きい由比ヶ丘地区の再整備を含め、既存の都市構造再編集中支援事業の拡張と合わせて、復興に向けた都市機能再編計画の策定業務に3,000万円を、中心市街地の都市機能の再編計画の策定業務に1,000万円を計上するもので、穴水駅とその周辺については、鉄道事業と密接に関連するため、別途、穴水駅周辺整備計画基本構想策定事業として500万円を計上しており、復興の中心となる基本構想や機能再編計画などの策定に取り組むものであります。

以上が、令和7年度当初予算の主要施策の概要となりますが、この財源といたしましては、町税9億6,400万円余り、地方交付税38億9,400万円、国庫及び県支出金108億2,400万円余りと能登半島復興基金6億1,900万円やふるさと応援基金4億5,000万円に加え、地方債59億2,700万円などを充てており、不足する財源は、財政調整基金9億7,000万円余りで補填いたします。

なお、税収につきましては、この震災の影響により、大幅に減少すると予想され、令和5年度決算額の85%余りと見込んでおります。このことにより、令和7年度末の一般会計における町債残高は、約394億円になると見込んでおり、前年度に比べ50億4,000万円余り増加いたします。また、前々年度の令和5年度末と比較すると、293億2,000万円余り増加しており、そのほとんどが、災害復旧事業債であり、この地震災害の大きさを物語っております。

一方で、復旧費を補う財源となる基金残高については、令和6年度末残高で、財政調整基金、施設整備基金、災害対策基金、ふるさと応援基金と令和6年能登半島地震復興基金の合計額が前年度より18億9,000万円余り減の42億4,000万円余りとなり、さらに、令和7年度末現在額は、14億2,000万円余り減の28億2,000万円余りとなると試算しておりますが、現時点で、国からの特別交付税が、令和6年度に数十億円単位で、繰入れられると見込んでいることから、それほど落ち込みにならないと推計しています。

次に、議案第2号から第4号までの特別会計予算であります。

まず、国民健康保険特別会計については、被保険者数が減少し、1人あたりの医療費が上昇傾向にありますことから、保険給付費の増加を見込むため、全体で8.2%の増となります。

また、介護保険特別会計であります。これらも介護給付費の増加が見込まれるものの、被保険者数の減少で、全体で0.3%増と前年度並みになります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。石川県後期高齢者医療広域連合への納付金として、広域連合職員の人件費や事務費等の共通経費や、保険料徴収分として、広域連合に納める保険料相当分の増加により、全体で1.1%の増となります。

次に、議案第5号から第7号までの企業会計であります。

まず、病院事業会計では、地震で落ち込んでいた医業収益は、徐々に回復してきましたが、看護師不足を背景に病床数を確保できない状況で、収益的収支で1億9,000万円余りのマイナス予算としました。現在、石川県が中心となって、奥能登の中核となる新病院の建設に向け、関係機関を含め協議を進めておりますが、まずは、町民の皆様方に、将来に向けて安心できる地域医療を提供できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業会計では、地震からの回復に加え、支援企業等の増加により給水収益が大幅に増加すると予想されることから収益的収支で2,600万円余りの黒字予算としました。

また、資本的支出においては、下水道復旧事業の補償工事費などについて、建設改良費に災害復旧事業費として6億3,000万円余りを計上しております。今後の大規模災害に備え、災害に強い施設の更新を計画的に行い、安定的な水道水の供給と水質保全に努めて参ります。

最後に、公営企業会計への移行が1年間延期となっておりました下水道事業会計については、固定資産減価償却費の計上により、収益的収支において8,100万円余りのマイナス予算とし、資本的支出においては、地震の災害復旧事業費を盛り込み、建設改良費に24億

4,000万円余りを計上いたしております。公営会計移行後についても、採算ベースに至るには大変難しいと考えておりますが、集落排水事業とともに計画的に施設の維持管理と施設の更新を行い、公衆衛生の向上に努めて参ります。

以上のことから、一般会計に特別会計及び企業会計を合わせた予算の総額は、343億5,800万円余となっており、前年度の当初予算額と比較して、199億円余り、率に137.7%の大幅増となったところであります。

続いて、議案第8号の令和6年度穴水町一般会計補正予算（第7号）であります。総額161億6,136万円を増額補正し、補正後額で463億7,066万円といたします。

主なものは、総務費等において、令和6年8月8日付けの人事院勧告の内容を考慮して、一般職、特別職及び議会議員などの期末手当などの人件費を1,800万円余り増額するものであります。

また、衛生費において、地震にかかる公費解体を含む災害廃棄物処理事業費について、令和7年度分を前倒しして156億6,000万円余りを追加計上するものと、災害復旧事業費において農業機械再取得等支援事業費で7,800万円余りと地区水道の復旧にかかる農村生活環境施設等復旧工事費で880万円余りを追加計上するものであります。

更に、マンホール周辺の道路復旧費や人件費の増額に係る下水道特別会計への繰出金5,000万円余りや、ふるさと納税の増額による返礼品などの費用、4億1,300万円余りを計上いたしましたが、その他、確定した事業費などから決算見込みを考慮し、年度内で対応が必要とみられる事業について、予算計上を行ったところであります。その財源につきましては、国庫及び県支出金78億7千万円余りと町債78億2,000万円などに加え、企業版を含むふるさと納税3億5,800万円余りで対応したところであります。

次に、議案第9号令和6年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第14号令和6年度穴水町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、人事院勧告にかかる人件費の増額と企業会計における災害復旧工事による固定資産除却費などの減額補正であり、その他の会計についても、それぞれの会計において確定した事業費などから決算見込みを考慮し、年度内で対応が必要と認められる事業について、予算計上を行ったところであります。

更に、報告案件になりますが、報告第1号の令和6年度穴水町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告については、国の令和6年度補正予算で採択された、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、住民税非課税世帯に3万円と子ども加算分2万円など、対象世帯に速やかに給付するために、総額4,880万円を令和6年1月6日付けで専決処分したもので、何卒ご理解の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

改めて、現時点での令和6年能登半島地震に係る一般会計予算総額は、令和5年度予算と6年度予算に令和7年度当初予算168億3,000万円余りを加えた、628億2,200万円余りとなったところであり、水道、下水道及び病院会計を加えると総額で700億円を超えるものになります。通常の町の一般会計の年間予算の10倍の規模になっ

ており、今後もさらに増大するものと考えております。

次に、予算議案以外に条例の改正などについてご説明いたします。

議案第 15 号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、刑法改正に伴い懲役、禁錮が、拘禁刑に統一されるため、該当する各条例の一部を改正するものです。

議案第 16 号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については、令和 6 年 12 月 2 日に人事院規則の一部が改正され、子の看護休暇及び非常勤職員の休暇等が見直されたため、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第 17 号の職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するため、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第 18 号の一般職の職員の給与の支給に関する条例等の一部を改正する条例については、人事院勧告にともない一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正され、一般職の月例給与及び期末手当・勤勉手当等の引き上げられるため、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第 19 号の穴水町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例については、地震の復旧・復興支援により増加した企業版ふるさと納税の基金への積み立てを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

議案第 20 号の穴水町さわやか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、穴水町児童館条例が廃止されていることから、当該条例の一部を改正するものです。

議案第 21 号の穴水町企業誘致条例の一部を改正する条例については、予算案でご説明いたしましたが、企業誘致の促進、産業振興及び雇用機会の拡大を図るため、助成企業の要件を緩和のため、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第 22 号の穴水駅前観光物産施設の指定管理者の指定について、及び議案第 23 号ののとふれあい文化センター等の指定管理者の指定について、並びに議案第 24 号の穴水町営ゴルフセンターの指定管理の指定については、令和 7 年 3 月末をもって指定管理期間が満了となることに伴い、指定管理者候補者選定委員会の評価に基づき、引き続き、観光物産施設については、のと鉄道株式会社に、のとふれあい文化センター等については、一般財団法人穴水町文化・スポーツ振興事業団に、そして町営ゴルフセンターについては、三共グリーン株式会社に指定管理者として指定するもので、今回、震災の影響を考慮し、全ての施設を公募せず、現在の指定管理者を指定することになったことから、指定期間につきましては、いずれも令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの 1 年間としたものであります。

議案第 25 号穴水町過疎地域持続的発展計画の一部変更については、過疎対策債充当事業の追加に伴い、本計画に基づく事業として位置づけるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により議決を求めるもので、追加した事業は、ケーブルテレビ光化

事業と由比ヶ丘団地歩道整備の２事業となっております。

最後に、報告第２号の穴水町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、令和５年１２月議会で可決された、公共下水道事業及び３か所の集落排水事業についての公営企業への移行が令和６年能登半島地震の影響により令和７年４月１日まで延期されるため、当該条例の一部を改正する条例を令和６年３月３１日付で専決処分したもので、何卒ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上につきまして、議案等の説明をいたしました但、詳細につきましては、議事の進行に従い適当な時期に、私又は説明員から説明させていただきますので、何卒、慎重審議のうゑ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、先日、穴水商店街のあなみずスマイルマルシェ前を中心に復興にぎわいかきまつりが開催され、２年ぶりに多くの方々が、屋外で穴水特産の新鮮な牡蠣を炭火で焼き、楽しく冬のまいもんを堪能する光景を見て、町の復旧と復興に向け、今後も町民と一丸となって頑張らなければいけないと実感をいたしました。

そして、穴水町復興計画の中で掲げた２つの将来像「住民参加でつくるまち」「暮らすことに誇りが持てるまち」の実現に向け、「今の良さを守り伸ばす」、「挑戦し変化する」、そして「奥能登の軸となる」を３つの道筋・指針として、４つのシンボルプロジェクトを中心に、町民一人ひとりが復興の主役となって、「みんなで創ろう 未来のあなみず」をスローガンに、復興計画の実現と未来の創造的町づくりに邁進してまいりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願いを申し上げ、新年度予算及び提出議案等の提案理由の説明といたします。

◎議案の審議

○議長（佐藤豊）

次に、議案第１８号及び議案第２２号から議案第２４号までの議案４件を審議いたします。お諮りいたします。

議案第１８号及び議案第２２号から議案第２４号までの議案４件については、常任委員会への付託を省き、本会議において審議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。よって、議案第１８号及び議案第２２号から議案第２４号までの議案４件については、常任委員会への付託を省き、本会議において審議することに決定いたしました。

◎質疑

○議長（佐藤豊）

これより、議案等に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
無いようですので、質疑を終わります。

◎討論

○議長（佐藤豊）

これより、討論を行います。討論はありませんか。
無いようですので、討論を終わります。

◎採決

○議長（佐藤豊）

これより、議案採決を行います。
議案第１８号一般職の職員の給与の支給に関する条例等の一部を改正する条例について、採決を行います。
お諮りいたします。
議案第１８号は、原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 全員起立 ）

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第１８号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２２号穴水駅前観光物産施設の指定管理者の指定について、議案第２３号のとふれあい文化センター等の指定管理者の指定について、議案第２４号穴水町営ゴルフセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第２２号から議案第２４号までの議案３件については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 全員起立 ）

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第22号から議案第24号までの議案3件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎議員提出議案の趣旨説明

○議長（佐藤豊）

次に、議員提出議案3件を一括議題にいたします。

これより、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

8番、小泉一明議員。

○8番（小泉一明）

発議第1号、第3号の趣旨説明を行います。

本日、穴水町議会3月定例会において、2件の議案を提出させていただきます。いずれも、賛成者には、山本祐孝議員に名を連ねて頂いております。

発議第1号穴水町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮が廃止され、これに代わり拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正をしようとし提案するものであります。

次に、発議第3号ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書の提出については、ひきこもりの長期化、高齢化が進む中、80代の親と50代のひきこもりの子が孤立、困窮する8050問題や、親が亡くなった後の本人支援等の課題が大きな社会問題となっています。地方自治体では様々な福祉制度を組み合わせた支援を実施しているものの、ひきこもりの原因は多様かつ複合的で、現状では福祉制度のはざままで適切な支援を受けられない事例も少なくありません。

よって、ひきこもり支援に関する法律制定をはじめ、ひきこもり支援体制を強化するよう強く要望するものであります。

議員皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

4番、湯口かをる議員。

○4番（湯口かをる）

4番 湯口かをるでございます。発議第2号の趣旨説明をいたします。

本日、穴水町議会3月定例会において、穴水町議会傍聴規則の一部改正について、私湯口

かをるが、発議いたしました。賛成者に、小坂孝純議員に名を連ねて頂いております。

時代の経過とともに一般的に使用されない語句や現状にそぐわない条項がでてきたため、現状に即した開かれた議会の実現を図る観点から、見直しを行うものであります。

議員皆様の御賛同をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（佐藤豊）

次に、諸般の報告を行います。

本定例会、会期中に開催されます予算決算特別委員会の正副委員長を報告いたします。
委員長に5番山本祐孝議員、副委員長に1番宮本浩司議員となります。

また、穴水町監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査の結果が議会に提出されておりますので、ご報告いたします。

◎散会

○議長（佐藤豊）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

引き続き、議員協議会を開きますので、議員の皆さんは委員会室へお越し下さい。

（午前10時49分散会）

令和7年第1回穴水町議会3月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和7年3月11日（火）

招 集 場 所 穴水町議会議場

出 席 議 員 （9名） 議長 佐 藤 豊 副議長 小 谷 政 一

1 番 宮 本 浩 司 7 番 伊 藤 繁 男

4 番 湯 口 かをる 8 番 小 泉 一 明

5 番 山 本 祐 孝 9 番 小 坂 孝 純

6 番 大 中 正 司

欠 席 議 員 （1名） 10番 浜 崎 音 男

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長 吉 村 光 輝 副 町 長 宮 崎 高 裕

教 育 長 大 間 順 子

総 務 課 長 北 川 人 嗣 復 旧 復 興 黒 田 篤 史
対 策 室 長

環 境 安 全 課 長 荒 木 秀 人 税 務 課 長 出 水 幸 織

住 民 福 祉 課 長 笹 谷 映 子 子 育 て 健 康 課 長 谷 口 天 洋

観 光 交 流 課 長 小 林 建 史 地 域 整 備 課 長 金 谷 康 宏

上 下 水 道 課 長 勝 本 健 一 会 計 課 長 岡 浦 祥 美

教 育 委 員 会 松 尾 美 樹 総 合 病 院 橋 本 真
事 務 局 長 事 務 局 長

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷 寿美 次長 諸橋 徳子 係長 龍池 公子

令和7年第1回穴水町議会3月定例会日程表 (追加)

	月 日	曜日	時 間	議 事
第1日	3月4日	火	午前10時	(開 会) 第1、会議録署名議員の指名 第2、会期の決定 第3、町長提出議案等の提案理由の説明 第4、議案審議・採決 議案第18号、議案第22号、 議案第23号、議案第24号 第5、議員提出議案の趣旨説明 第6、諸般の報告 (散 会、 議員協議会)
第2日	3月5日	水		休 会
第3日	3月6日	木		休 会
第4日	3月7日	金		休 会
第5日	3月8日	土		休 日
第6日	3月9日	日		休 日
第7日	3月10日	月		休 会
第8日	3月11日	火	午後1時30分	(本会議再開) 第1、一般質問 第2、町長提出議案等の提案理由の説明 (追加分) 第3、議案等に対する質疑 第4、議案等の予算決算特別委員会付託 第5、議案等の常任委員会付託 (散 会)
第9日	3月12日	水	午前9時	予算決算特別委員会
第10日	3月13日	木	午前9時	予算決算特別委員会
第11日	3月14日	金	午後1時30分	総務産業建設常任委員会
第12日	3月15日	土		休 日
第13日	3月16日	日		休 日
第14日	3月17日	月	午後1時30分	教育民生常任委員会
第15日	3月18日	火		休 会
第16日	3月19日	水	午前10時	(本会議再開) 第1、予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告 第2、予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑 第3、討 論 第4、採 決 第5、常任委員会付託議案等の委員長報告 第6、常任委員会委員長報告に対する質疑 第7、討 論 第8、採 決 第9、町長提出議案等の提案理由の説明 (追加分) 第10、人事案件の採決 第11、議員提出議案の趣旨説明 (追加分) 第12、議案等に対する質疑 第13、討 論 第14、採 決 第15、閉会中継続審査及び調査 (閉 会)

町長から本会議に追加提出された議案は、次の１０件であった

議案第２６号 穴水町課制条例の一部を改正する条例について

議案第２７号 ６災５４１６号町道内浦線道路災害復旧工事請負契約の締結について

議案第２８号 ６災５４２１号町道中居線道路災害復旧工事請負契約の締結について

議案第２９号 ６災５４２２号町道比良線ほか１路線道路災害復旧工事請負契約の締結について

議案第３０号 ６災５４２４号町道望洋台２号線ほか２路線道路災害復旧工事請負契約の締結について

議案第３１号 ６災５４２５号町道鹿島線ほか３路線道路災害復旧工事請負契約の締結について

議案第３２号 ６災５４２６号町道乙ヶ崎鹿島線道路災害復旧工事請負契約の締結について

議案第３３号 令和６年能登半島地震（６－５４５０号・５４５２号・５４５３号）管渠災害復旧工事請負契約の締結について

議案第３４号 令和６年能登半島地震（６－５４５１号）管渠災害復旧工事（２工区）請負契約の締結について

議案第３５号 令和６年能登半島地震（６－５４５３号）管渠災害復旧工事（２工区）請負契約の締結について

◎議事日程

日程第１、一般質問

日程第２、町長提出議案等の提案理由の説明（追加分）

日程第３、議案等に対する質疑

日程第４、議案等の予算決算特別委員会付託

日程第５、議案等の常任委員会付託

議 事 の 経 過

○議長（佐藤豊）

開会に先立ち、本日１１日は東日本大震災の発生から１４年を迎えます。

現在もなお、被災地では様々な課題に直面し、復興への歩みを進めておられるなか、派遣職員として当町の復旧復興のためにご支援を頂いている自治体に対し感謝申し上げます。

この震災により犠牲となられた多くの方々に対し慎んで哀悼の意を表し、黙祷を捧げたい

と存じます。皆様、ご起立願います。

黙祷。(30 秒間黙祷)

黙祷を終わります。ご着席下さい。

◎開議の宣告

(午後 1 時 31 分再開)

○議長（佐藤豊）

本会議を再開いたします。

10 番 浜崎音男議員から入院治療のため欠席届が提出されている事をご報告いたします。
ただ今の出席議員数は、9 名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の会議時間は、あらかじめこれを延長しておきます。

◎一般質問

○議長（佐藤豊）

日程に基づき、町政に対する一般質問を行います。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は答弁を含め、1 人 45 分以内といたします。5 分前になりましたら呼び鈴で合図いたしますので、ご容赦願います。

また、自席に戻ってからの質問はできませんので、ご了承願います。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が全て終わってから行って下さい。

それでは、順番に発言を許します。

2 番 小谷 政一 議員

○議長（佐藤豊）

2 番 小谷政一議員。

(2 番 小谷 政一 登壇)

○2 番（小谷政一）

2 番、小谷でございます。

ただ今、黙祷しましたけども、本日 3 月 11 日は 14 年前に東日本大震災が発生した日で

ございます。関連死を含め2万2千人以上の尊い命が奪われた大災害でしたが、一部帰還困難地区を除き、概ね復旧復興が完了し能登半島地震の被災地も参考に出来ることが多くあると思います。そのようなこともあり、本日の質問は災害に関連する質問となりますのでよろしくお願いいたします。

質問は一問一答で行いますのでお願いします。

まずは、能登半島地震の災害復旧についてお尋ねいたします。

地震発災より1年が経過し、昨年暮れに穴水町復興計画が策定され今年を復興元年とし動き出しますが、それとともに道路や河川などの公共土木施設、上下水道施設、農林水産施設などの災害復旧工事も、昨年末までに災害査定を終えこれから本格的に始まる事と思いますが、懸念されるのは当町も含め奥能登を中心とした膨大な量の災害復旧事業です。

のと里山海道をはじめとする、国、県、市町道、河川、港湾などの公共土木施設などの災害復旧工事は多岐にわたり、当町の地域整備課関係だけでも約300億円の復旧額と聞いておりますが、災害復旧事業は発生年を含め原則3年で完了する事となっており、繰越を考慮すれば最大5年ですが、到底実現不可能ではないかと懸念をしております。

今年2月5日時点で能登半島地震や豪雨関係の災害復旧工事を巡り国、県、被災市町で48件の入札不調があったそうで、設計内容などの条件変更を見直して再入札を行ったそうでございます。新年度に入ると県、市町の災害復旧工事発注が始まり、更なる入札不調が予想されます。

国、県、市町で構成する発注者調整会議を2ヶ月に一度開催し発注時期や資機材の調達時期が集中しないよう調整しているとのことですが、果たしてそれでだけでスムーズに行くのか、まずは庁舎内で優先個所を決め、町での対応が難しい大規模な災害は国や県に委託するなどの検討が必要だと思います。県、奥能登2市2町すべての問題でございしますが、当町の見解をお聞かせ下さい。

また、災害復旧工事期間の原則3年についても延長が可能なのか、併せてお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

大規模な災害については、発注者調整会議や別途打合せ等により、国や県にアドバイスをいただきながら、対応しているところであります。

現在、県を中心に奥能登管内での災害復旧工事マネジメントの導入検討を進めており、発注時期の調整や情報共有を遅滞なく行えるよう取り組んでいるところです。

災害復旧工期については、御指摘のとおり、原則3年で完了することとしておりますが、

工事の規模、難易度、地形条件、自然条件及び地域の状況などにより3箇年以内の完工にこだわることなく、適正な工期を確保することに努めております。

町といたしましては、国、県と協力しながら、引き続き早期復旧に向け対応してまいります。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

3年以内の完工にこだわらず適正な工期を確保することに努めているとのことですが、越えても可能ということでしょうか。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

工期につきましては、原則3年で完工することとなっておりますが、どうしても当該年度に執行できない予算については、次年度に繰越して執行できる状況により、最大で今のところは5年としております。しかしながら、規模、難易度、地形的条件などを考慮し期間延長に向けて要望はしていきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

当町だけの災害でしたら恐らく3年、5年以内に出来ると思うのですが、県とか他の市町の災害も酷いですから恐らくかなりきつい条件になると思われますので、引き続き調整会議等で検討して、出来るだけ3年、5年以内で収まる様にさせていただけたらと思います。

また、発注にあたり、優先順位をつけて行うと思いますけども、宅地などに隣接し行う護岸等もございますので、宅地保護の観点から優先順位が高いと思われますので、発注予定等が分かればその地区への周知等を早急をお願いして周知していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、防災パンフレットの作成についてでございます。

当町には、土砂災害、津波、洪水の三つのハザードマップがございますが、作成年度の違いから当然配布時期もバラバラでございます。失くした家庭や、昨年の地震で家屋が被災し

どこに行ったか分からなくなった家庭も多くあると思います。

今年1月に愛知県豊川市議会の総務委員会が行政視察に訪れた機会に、私がホームページを閲覧したところ、「防災対策：自らの身の安全は自ら守る」との防災パンフレットを昨年作成しております。豊川市は南海トラフによる巨大地震への警戒や、近年の熊本、能登半島地震をきっかけに作成したようですが、拝見しますと各種災害の基礎知識や災害への備え、情報伝達、自主防災組織の活動、避難場所等を分かりやすく記載してあります。また、避難者台帳もあり、これは事前に記入して、非常持ち出し袋に入れておき、避難所や車中泊した場合は役所に提出するもので、避難所の混乱を防ぎ管理者や本部の被災者把握が容易にできるものと推測出来るものでございました。

当町においても、昨年の地震を受け防災意識も高まっているこのタイミングに、3つのハザードマップをまとめた防災パンフレットの冊子を作成し配布すればいかがでしょうか。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

防災パンフレットの作成についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町の土砂災害、津波、洪水の3つのハザードマップは、作成年度の違いにより配布時期も異なっていることから、各家庭でそれぞれを管理し難いのではなかったのか、加えて能登半島地震で被災したことにより紛失してしまった家庭も多くあるのではないかと思います。

なお、町としましては、災害が起こった場合にすぐに活用しづらいのではないかとこの考えから、全てのハザードマップをまとめた防災マニュアルを能登半島地震発生前に作成する計画をしており、どのようなものにしていくかを協議しているところであります。議員のおっしゃる愛知県豊川市のホームページに掲載してある防災パンフレットであります。地震や津波、風水害といった各種災害の基礎知識に加え、避難場所の一覧、各家庭における備蓄品リストなど1つのパンフレットで、防災に関する様々なことが記載され、全ての災害に対する備えができるようになっております。

能登半島地震を受け、地形の変化が生じたこと等から、今後、土砂災害や津波、洪水の被害想定区域が石川県により見直されることになるとは思われますが、見直しが完了し、公表され次第、町としましてはハザードマップの改訂を行い、住民へ周知するとともに、災害に強いまちづくりを推進するために、全国のほかの自治体の事例なども参考にしながら、自助、共助としての備えを確認することができ、災害時においても住民が速やかに対応できるよう見やすく管理のしやすい防災パンフレットの作成を検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

課長、検討するだけでなくぜひ実施していただきたいと思います。

次に、災害備蓄物資についてお尋ねいたします。

今まで当町に被害を及ぼすであろう地震による避難者想定人数は428名でした。これは石川県地震被害想定調査によるものでございますが、今回の令和6年能登半島地震では、最大約4,000人の方が避難をされました。今後、国県での災害基本法や地域防災計画の見直作業が行われ避難者数の想定も明らかになると思われます。

今回の地震発生時は総計避難者数428人が3日間過ごせる、水や食料などの災害備蓄物資をさわやか交流館プルートに保管していたわけですが、まったく足りず、スーパーやドラッグストアで調達し、その後は支援物資が徐々に届きだし、供給も落ち着いたと思われます。

そこで、現在、災害備蓄物資が足りているのか、令和7年度当初予算内示会資料では、災害備蓄物資購入予算が見当たりません。額が少ない為、記載されていないのか、まったく予算計上されていないのかお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、これまでの地域防災計画は、平成9年の石川県地震被害想定調査を基に策定されており、避難者想定人数は428人と令和6年能登半島地震の最大避難者数約4,000人の10分の1程度の想定であり、町の備蓄品が足りずスーパーやドラッグストア等から調達したことを踏まえて、今後、国、県の計画や地震被害想定調査の見直しに併せて計画改定を行っていく予定であります。

能登半島地震発生時には、備蓄食料等を428人の1日3食の3日分である約4,000食分を保管していたところですが、現在は計画改定に至っていないことから能登半島地震の最大避難者数約4,000人という数値を目安に、1日3食分のアルファ米12,000食分を全国からいただいた支援物資の中から備蓄食として保管しており、今年度の6月補正で予算化した備蓄品の購入費で保存水を12,000本その他、液体ミルク、離乳食、携帯トイレなどを購入し、3月末までに納品される予定であります。

令和7年度においては、備蓄品の更新用として50万円の購入費を当初予算に計上させていただいております。

今後、地域防災計画の改定を予定しておりますが、本町の必要備蓄量や保管場所等をしっかり定めた上で、備蓄品を確保していきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

全国からの支援物資で大体揃っているということで理解をいたします。また足りない分は補正等々で揃えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、先ほど言いましたけれども、災害基本法や県の地域防災計画の見直作業が行われ当町の避難者数の想定も明らかになると思われそうですが、相当増えると思われ、その計画に沿った避難者数の備蓄量を確保するとなると、おそらくかなりの大規模な備蓄場所が必要となります。

そのような事から、各家庭に2日分程度の水や非常食を配置すればいかがでしょうか。発災初期の混乱しているときに、各家庭から避難所に行く場合、自らの水や食料を持っていく事で、町職員が各避難所に届けて回る労力の削減にもなりますし、賞味期限が来たら、各地区の地域の防災訓練や家庭で非常食を食べながら防災について話し合ったりして、次回から各自更新してくださいとしたほうが、災害に対する自助、共助の啓発にもなると思いますが、如何でしょうか。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

発災から支援物資が届くまでを3日間と見込むと、3日分の計36,000食分の食料や水が必要となると想定されますが、保管できる場所が限られていることからこれ以上の備蓄が困難な状況となっております。

そのため、議員のおっしゃる各家庭への備蓄食料等の配置は、保管場所不足の解消や備蓄品の管理等に係る労力の削減、自助、共助の意識啓発等に繋がる良い取り組みであると考えております。今後、改定を予定している地域防災計画の中で、防災士の方々などを対象とした能登半島地震の課題を検証する会議等を開催していく予定としておりますが、その中で各家庭における防災備蓄品の整備についても検討し自助、共助の更なる強化を図っていきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

全部の備蓄品を町で揃えるとなると、また倉庫を建てなくちゃならないようになりますので、各家庭にとりあえず自分の食べる物、飲み物は、自分で揃えることが、一回は町で揃えて、次回からは各家庭で揃えていただく。それが一番災害に対する備えだと思いますので、是非よろしくお願いします。

これで質問を終わります。

1番 宮本 浩司 議員

○議長（佐藤豊）

1番 宮本浩司議員。

（1番 宮本 浩司 登壇）

○1番（宮本浩司）

例年どおり新年の挨拶は、「明けましておめでとうございます」でした。

毎年、何も考えることなく当たり前に交わっていた新年の挨拶ですが、今年はその挨拶ですら、初めて躊躇した年明けとなりました。

いつもながら私事で申し訳ないのですが、85歳になる母から聞かれました。それは、テレビや新聞を見て聞いて、被災や復興に関する報道に対して、「穴水はあんまりテレビや新聞に出んけど、なんでやろ。」というのです。報道が少ないのかどうかはともかくとしまして、私が「それは分らんけど、世の中そんなものだと思えばいいんじゃないか」と諭すと、母は妙に寂しそうに頷いていました。

そこで、元旦に举行された能登半島地震、奥能登豪雨の両犠牲者追悼式。我が町の小林由紀子さんを、よくぞ遺族代表に選んで頂きました。その姿、表情、言葉の一つ一つ、そして涙に大切な家族を突然失った心情を察するとともに、多くの犠牲を払うこととなった震災の悲惨さを改めて認識すると同時に、「この震災を風化させてはいけない」と私も身が引き締まる思いでした。小林さん、大役お疲れ様でした。

それでは、1番、宮本。一問一答にて質問に入ります。

最初に都市計画についてですが、まず、都市計画は必ず見直される、必ず見直すことを前提として質問させていただくことをご承知おき下さい。

復興計画の4つのシンボルプロジェクトの一つ、災害に強いまちづくりプロジェクトの中に、都市計画の見直しが必要とされています。町では都市計画法に基づき都市計画区域を指定し、さらに中高層住宅専用地域・住居地域や商業地域・準工業地域などの用途地域を定め、建物の建蔽率、容積率を制限するなどの規制をかけていますが、私自身、都市計画の見直し

と、災害に強いまちづくりの具体性や融合性、これが今一つイメージできず、さらに復興計画に記載された、見直しが必要との表現の理解ですとか解釈ができていません。

私の性格が悪いとか、嫌みな性格だと思われるとしゃくなのでお断りしておきますが、質問に当たって一言。例えば、「人がいい」と「いい人」は違いますし、「人が悪い」と「悪い人」とも違います。そんな意味合いで、見直しが必要との表現の揚げ足をとるつもりは全くなく、ピュアな気持ちでお聞きします。見直しが必要とは、必要だから見直すと理解、解釈してよろしいですか。それとも、見直しは必要だが、必ずしも見直すわけではない。つまり見直しを必要としながらも、何らかの事情が生じることで、見直さない場合もあり得ると理解、解釈したほうがいいですか。併せて、見直しを期待することは間違いでしょうか。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

今回の地震を踏まえ、土地利用計画、都市施設、市街地開発事業の計画に変更が生じるものと思われることから、見直しが必要の解釈は、必要だから見直すと、理解していただければと思います。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

はい、承知しました。

一般的にそういったどちらとも解釈できるような表現がよく使われるケースがあります。意図的にそのような表現を用いる場合もあれば、特に意味はない場合もあるのですが、おしなべて計画書はそういったものが多いんだろうとは、そこそこ認識しています。

私からすると、どちらとも解釈できる表現のほうが、後々都合がいいのかなとは思いますが。それはそれとして、近年においてこの規制が町の現状にそぐわない、今も必要なのかと疑問視する声も聞かれますし、担当者として都市計画業務に携わり、そう思った職員もいるのではないのでしょうか。かく言う私も若かりし頃に、その業務に携わり、そう思った一人なのですが、見直すのであれば町の転換期を迎えるのではないかと、興味があり、楽しみにしているのが正直なところです。石川前町長も「この規制は何とかならないのか」と、よく言っていたものでした。

それでは、お伺いします。復興計画を策定する段階で、都市計画の見直しが必要と判断した理由、根拠を聞かせてもらえますか。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

その根拠といたしましては、震災による影響を踏まえ、災害に強い町づくりの観点から防災道路としての穴水インターからのアクセス道路の建設や新たな住まいの確保に加え、物流拠点としての面整備の検討、都市構造再編集中支援事業で計画されておりました観光交流センター、テレワーク拠点センター、駅周辺整備、中心市街地の都市機能の再編計画などを見直すこととしました。

それには、立地適正化計画の見直しや、上位法である都市計画マスタープランの見直しが必要であることから都市計画の見直しに着手したいと考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

見直しにあたってですが、町の計画立案はもちろん、パブリックコメント、アンケートをはじめ、穴水町都市計画審議会や石川県との調整、最後には石川県都市計画審議会に諮ることになるかと、おそらく大筋ではこんな流れになるんでしょう。もちろん、見直しの着手はこれからであることはお許しを頂いて、先ほどの答弁と重複しても構いません。答えられる範囲で構いませんのでお願いします。

見直しが必要とは、具体的にどういったものなのか。その見直しのコンセプト、何を見直し、それは大規模なのか小規模なのか、そして作業の着手から完了時期のほか、都市再生整備計画や立地適正化計画、空き家等対策計画等、多くの関連する既存の計画の方向性を含め、現時点で想定していること、想定できること等、思い描く計画像ございますか。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

現段階でお答え出来ることは、復興計画に示されている復興の将来像の、「住民参加でつくるまち」、「暮らすことに誇りが持てるまち」、方向性は「今の良さを守り伸ばす」、「挑戦し変化する」、「奥能登の軸となる」を基に見直すことです。

規模や期間については、今後、国、県、議会、町民の方の意見をお聞きしながら協議を重ねていくことになりますので、時間を要すると思われます。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

個人的には非常に好ましい回答でございました。石川県都市計画審議会に諮るには、ほぼ完璧な計画であることが求められるほど都市計画は重く、かつ厳格な制度でございます。これが思う以上に高いハードルで、例えるなら被災家屋の被害認定を準半壊から半壊に上げることに匹敵するようなものです。もしかしたら、それ以上かも知れません。なぜなら、都市計画はこれからの町の方向性やあるべき姿を定める極めて重要な計画と位置付けられているからです。しかし、その反面、重く、厳格な制度ゆえに被災した今の穴水町にとって都市計画の見直しは絶好の機会とも言えます。

石川県においては、都市計画区域マスタープランや、広域都市圏マスタープランなる計画も存在しますが、これらも関連してくるとなると、さらに時間が費やされるのではと思われます。とは、言うものの、のんびり構えているわけにはいかないでしょうし、でも私はある程度の時間を要してでも町の実情に沿った、町の将来に対して活きた計画となる見直しを期待しているんです。計画見直しの方向性や具体性、進捗のスピード、完了時期など、気になる点は多いのですが、最終的にはこんな町にしたいんだ、こんな町にするんだという、熱意と本気度がものをいうような気がします。

次、都市計画税についてです。税収の使い道が定められていない普通税の固定資産税とは異なり、都市計画税は都市計画事業や土地区画整理事業など、その使い道が定められている目的税であることはご承知のとおりです。

ただ、賦課徴収の対象は町全域ではなく、都市計画区域内、すなわち大町、川島地区の市街地のほか、一部の地域に限定され、賦課徴収するか否かは町の判断によるものです。

その都市計画税ですが、家屋や土地の評価額に町が定めた税率を乗じて算定され、納税額は令和5年度で約1,200万円。この約1,200万円は、住民が納税は国民の義務と認識しているのはもちろんですが、何より都市計画税は固定資産税に上乗せされ、固定資産税と併せた税額を1枚の納付書によって納入されます。

つまり、都市計画税と固定資産税はそれぞれ単独で納入することはできず、二つの税の合計額を一度に納入するシステムで国内全体では約3分の1の市町村が課税、税率ですが県内において穴水町よりもまだ高い自治体もあるようです。町税の総額は、年間8億、9億円ですが、一方では都市計画税なる税金そのものや、徴収の理由、使用目的のほか、そもそも賦課徴収されていることすら知らない住民も少なからず存在するようです。こういった事実はさて置いてお聞きします。これまでの都市計画と都市計画税の合理性、整合性。都市計画税

徴収の意義や成果について、個人的でも結構ですのでいかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

都市計画税は、地方税法第702条第1項に、都市計画事業または土地地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税するものと定められております。

また、都市計画事業は、都市の発展や町民の居住環境の改善を図るための公園、道路、下水道などの都市計画施設の整備に関する事業であり、都市計画税はこれらの費用に充てられます。

穴水町においても、昭和40年代から、市街地の都市計画事業を進める中で、道路や公園事業の財源として活用され、近年では、大町、川島地区の下水道事業の維持管理に要する費用などに、一般会計から下水道事業会計への繰出金として都市計画税を充当しており、目的税としての一定の整合性は保たれているものと認識をしております。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

それはそれで、おっしゃるとおりだなと思います。ただ、都市計画事業による利益は都市計画区域内の住民だけに限ったものではなく、区域外の住民にも及んでいるはずですし、都市計画税の徴収が必ずしも土地や家屋の利用価値、地価の向上、上昇に繋がるとは言えず、課税根拠が曖昧との指摘や課題もあるようです。

さらには、受益者負担とされながらも、都市計画区域に居住しているからとの理由だけで受益と負担の関係が不明確、矛盾、ゆえに不公平感が生じているとも言われています。

そこで、お尋ねしますが、これら都市計画税の賦課徴収に対する指摘や課題、そして不公平感が生じていると言われることをどう捉えていますか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

本町の都市計画税区域については、大町、川島とその周辺地域で、主に公共下水道整備事業の対象区域であり、都市計画法上の用途地域とほぼ同じ地域であります。

また、都市計画税徴収の対象となる地域の住民の割合は、おおよそ人口の38%、世帯数

では３６％であり、町在住の固定資産税課税対象者においては、約３０％であります。

そして、その区域には、昭和４０年代に小又川放水路が整備された他、七尾方面から輪島、珠洲方面にかけて、バイパス道路が整備され、その周辺には役場庁舎や総合病院が建設されました。近年では、下水道の整備や中心商店街の無電柱化に加え、防災施設である公民館や図書館が建設されるなど、周辺地区に比べ、大変利便性の高い環境にあり、その区域の土地の評価額にも大きく影響しており、それ以外の地区の住民にとっては、逆に不公平感があると思っている方も多いのではないのでしょうか。

いずれにいたしましても、住民感情に留意し、今後の行政運営に努めてまいります。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○１番（宮本浩司）

せっかく頂いたありがたい義援金、支援金も税金で消える。食料品は高騰し、電気料金、ガソリン代もバカにならない。大学の授業料も値上げ。日銀の利上げによってローンの返済が苦しくなる。賃上げも期待できず、子育てや教育など、日々の暮らしにも影響が出る。高額療養費制度自己負担上限額の引き上げも単なる先送りなのではないのか。一部の人だけなのかもしれませんが、これが昨今の消費者の現状です。

次にお聞きします。

復興計画では、都市計画を見直す必要があるとされています。そこで、消費者の現状を鑑み、都市計画の見直しに併せて、せめて復興に一定の目途が立つまでの間、都市計画税徴収の休止を含め、都市計画税を見直す検討の余地はあると考えますか。それとも、見直しを検討すること自体が論外でしょうか。もし、論外であれば、その理由もお聞かせ下さい。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

都市計画税徴収の休止や見直しについては、この震災の被災者支援を考えると選択肢の一つと言えますが、課税区域以外の方には、その恩恵が届かず、今は、罹災程度に応じた固定資産税の減免や、国や県の復興基金を活用した支援に加え、町単独での支援を充実することで、被災者への支援と負担軽減を図っており、減税ではなく、給付による手厚い支援をしているところであります。

今後については、復興の柱となる中心市街地での都市構造再編集中支援事業や都市防災総合推進事業の町負担分の財源としても充当していきたいと考えており、復興事業に目途がついた時点で、議員の皆様方や町民の皆様方のご意見をお聞きしながら、改めて、町民の受益

と負担の公平性の確保、財源確保の観点から慎重に判断してまいります。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

若干嬉しい回答でございました。税の徴収と受益者負担は均衡のとれたものが大前提なのですが、対して行政が義務だから、制度だから、ルールだからと、簡単にあっさりと、冷酷に片付けるのではなく、有事の今だからこそ忌憚のない検討の余地もあるのではと考えたものです。

議場での答弁、それは約束であり、契約であると職員時代から認識しています。ゆえに、この場で色よい答えが返ってくるなんて毛頭思っておりません。ただ、税の徴収に限らず、施策の費用対効果や実効性、効率性、正当性、有益性など精査や検証は当たり前ですし、成果や効果が望めない施策であるなら廃止となっても致し方ないでしょう。「都市計画税を徴収するなら、下水道管の継続的な老朽化対策を」との町民の声が届いております。この声は、ご存知のとおり埼玉県八潮市の県道の陥没トラック転落事故に起因しているのは言うまでもありません。穴水町の下水道供用開始は、2000年ですので、約25年が経過していることからの指摘、要望でしょう。宮本のろくでもない質問のせいで、「毎年1,200万円が入ってこなくなった」と言われるのは不本意なのですが、被災者の心情や物価高騰、こんな状況だからこそ税の所管課長がここで一念発起して、廃止とは言いませんが、駄目元でも都市計画税徴収の休止を主張するのはいかがでしょうか。市町村の裁量で判断できる税ですし、徴収の休止を主張することも町職員であることの一つの意義だと考えられませんか。昭和から数えて100年、そして戦後80年の節目の年に、休止が実現したら、少なくとも都市計画区域内に居住する住民からは賞賛され、名前とその功績を町政に刻むことになるかもしれませんよ。

次、今更ながらですが、公費解体と被害認定調査です。

約2,700件の公費解体申請に対して、発注数が2,000件、解体数は約1,600件とのことで、解体期限である今年の秋までには全ての解体が完了する見込みだとお聞きしていますし、それはそれで喜ばしいことだとは思いますが、ただ、期限までの完了見込みですが、これはあくまでも現時点における申請件数に対する見込みであります。解体申請期限は今年の1月31日ですでに終わっているのですが、しかし半壊以上と判定され、公費解体を望んでいるが相続問題や同意書等の書類がクリアできずに公費解体の申請に至らないケースもいまだにあるのではと思います。そこで、3点一気にお聞きします。

まず、半壊以上にも関わらず、相続問題や同意書等の書類がクリアできずに公費解体の申請に至っていない件数、その建物数、申請を諦めた建物の所有者は把握していますでしょうか。そして、その相続問題、同意書等の書類を何とかクリアして、今後解体の要望があった

場合はどう対処されますか。期限内での解体完了が見込まれない場合は、どう対応するのでしょうか。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

半壊以上で公費解体の申請に至らない件数等の把握についてお答えいたします。

相続権者等の同意書に限らず、申請書の添付書類が全て揃わない場合であっても、申請書は受領しており、不足書類を後日提出いただくことも可能としています。議員のご質問にある書類がクリアできずに申請に至っていないケース及びその建物の数は把握しておりませんが、本年1月末を申請期限としていることから、公費解体を希望する方は、基本的に全て申請は終えているものと捉えております。

今後の公費解体申請に対する対応についてお答えいたします。

申請期限は過ぎてはいますが、やむを得ない理由により申請ができなかった場合には、申請書を受け付ける対応をとっております。

また、期限内で公費解体が見込まれない場合の対応についてお答えいたします。

令和7年10月末に全ての解体を完了する予定としておりますが、完了するまで業務を継続して実施することとしております。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

誠に喜ばしい回答でございます。

家屋を公費解体する際には、相続人全員の同意書を取得することが原則なのですが、それが困難な場合、倒壊した家屋に対しては市町村の判断で公費解体、撤去しても差支えない。また、倒壊していない家屋に対しては所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面、いわゆる宣誓書方式を活用しても差し支えないとされている所でございます。

伺いますが、穴水町において宣誓書方式による公費解体、撤去されたケースはありましたか。あれば、その件数を教えていただけませんか。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

宣誓書による公費解体は、昨年９月から進めており、令和７年２月末時点において、宣誓書の提出を受けた建物棟数は６８棟であり、その内解体決定通知した棟数は１７棟、着工済は１６棟、解体が完了した棟数は０棟であります。引き続き、１件１件丁寧に確認し、個別に対応させて頂くこととしております。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○１番（宮本浩司）

大変望ましい状況ではないでしょうか。

被害認定調査これもすでに終了して、住家、非住家合わせて約７，０００件に上り、罹災証明の交付も昨年９月末で申請期間が終わっています。

しかし、当初の被害認定調査では半壊に至らず公費解体の対象外であった建物が、続く余震や大雪によって傾き、室内に被害が生じることは否定できず、現実的には起こりえると認識していますし、台風だっていつ来るかわかりません。そこでお尋ねします。

当初は公費解体の対象外であった建物が、何かしらの原因でさらに傾き、また室内にも被害が及ぶことで、所有者から被害認定再調査の申し出があると想定はできませんか。

もし、要望、申請があればどう対応されますか。

○議長（佐藤豊）

出水税務課長。

○税務課長（出水幸織）

お答えいたします。

罹災証明書の申請、交付期間は、令和６年９月３０日をもって終了となっておりますが、これまでも、様々な事由による要望が寄せられ、柔軟に対応させていただいております。

今後も多様な状況が想定されますので、必要がある場合、要望がある場合は内容や事由をよく検討し、場合によっては国や県に相談しながら、必要に応じて柔軟に対応させていただきます。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○１番（宮本浩司）

本当に困っている人がいる中で、色々なケースに対応するのは、職員の皆さんは本当に大変な事だと認識しております。

質問の意図ですが、言うまでもなく、以前にこの場で空き家対策について質問させていただいたとおり、これらの建物が放置されると、当然空き家、そのうちに危険空き家になる可能性が大きく、人口は減るが空き家は増えるなんて誰も望みません。今ならまだ何かしらの対応が可能ではないか、と思ったものでございます。

当然ながら、将来世代に負担を回すことのないよう努めるのが私達の責務と言えます。

町県民税及び確定申告の時期の忙しいさなかに面倒な質問で恐縮でしたが、将来の穴水町に対して、適切かつ柔軟な「住民ファースト」な対応を切に望みます。

以上で、1番、宮本終わります。

◇

4番 湯口 かをる 議員

○議長（佐藤豊）

4番 湯口かをる議員。

（4番 湯口かをる 登壇）

○4番（湯口かをる）

4番、湯口かをるでございます。開会時におきまして東日本大震災に犠牲となられた皆さまに黙祷させていただきましたが、先般の岩手県大船渡市に発生しました大規模な森林火災に対しまして当地の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。そして、当町の今後の防災対策の拡充も併せてお願いするものでございます。

それでは通告に基づき、一問一答でお願いいたします。

はじめに、住宅再建の相談窓口の必要性についてお尋ねをいたします。

震災発生から早14ヶ月が経過しました。過ぎゆく日々の早さに何とも言えない虚しさを感じずる昨今であります。

長年住み慣れた住家を解体し、不自由な仮設住宅での生活を余儀なくされておられる方々、今もブルーシートが掛けられたままの家で、戸の隙間風を気にしながらの生活を余儀なくされておられる方々に、一日も早い暖かい春の訪れを待つ思いであります。

現在、町の中心部は、解体により更地となった宅地が広がるばかりで、新築した家は見当たらず被災した家屋にはブルーシートが張られたままの状況が続いています。震災発生から1年以上が経過する中で少しの改善もみられない状況であり、方々に出向いて皆様にお尋ねすると、「業者がいない」、「業者が見つからない」と言っておられました。

現在までに、国、県、町から震災対応の様々な義援金や支援金が町民の方々に、届けられ

たり、また届くようになっていますが、住宅の再建や住宅の修繕などの支援金を受けるにはそれらの工事が完了した後でないと支援金給付の申請手続きができないので住宅の再建や修繕に繋がらない間はまさしく絵に描いた餅であります。住宅の再建や修繕等は私達には専門外の分野となります。

私は12月の全員協議会で、住宅再建などの相談窓口の開設を提案しましたが、その時点では執行部からは何の返答もありませんでした。

今、町民の多くの方々は、住宅の再建や修繕、事業の再建に繋がらないもどかしさを感じながらの日々ではないかと思われます。被災後2年目ともなれば、そのことが大きなストレスにならないかと案じられます。

安定した住まいの確保なしで生活の再建はなく、生業再建をはじめすべての復興施策の土台となるのは、全ての町民の方々の住宅の再建であります。被災された方々の気持ちや生活の足元が固まらなければ、町の再生と復興にはなりません。

この度の県の新規事業となる生活再建支援アドバイザーの事業は、住宅等の幅広い悩みに応える仕組みで申請しなければ制度と被災者が繋がらず相談を待つだけでなく押しかけ方の支援と、それを担う人材が必要とされるならば高齢化率50%を超えた穴水町です。対面等により相談される被災者の課題や希望をしっかりと聞いて、専門分野や関係機関に届くような対応をしていただかなければ、住宅再建や修繕はなかなか進まないと思いますが、執行部の考えをお尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

黒田復旧復興対策室長。

○復旧復興対策室長（黒田篤史）

お答えいたします。

住宅再建の窓口につきましては、住宅再建に関する申請受付窓口として、発災後の1月中旬から、地域整備課内において、現在も引き続き住宅関係補助申請窓口として設置されており、住宅再建に関する申請窓口としてだけではなく、個々の事情に寄り添った形で、住宅の再建方法や各種補助制度の相談などにも対応させていただいております。

また、先月20日からは、地域支え合いセンターで町内の全戸訪問を進めており、その訪問の際には、健康状態の確認だけではなく、悩みや不安にも耳を傾けるなど、心のケアにも努めており、更には、被害状況に応じた各種申請が行われているのかといったことの確認や把握にも努めており、申請されていないケースが確認された場合には、その場でパンフレットなどをお渡しし、制度と申請方法の説明も行っているところであります。

これまで、不定期ではありますが、石川県や住宅金融支援機構、更には弁護士会や司法書士会などが主催する相談会として、役場庁舎だけではなく、各地域での現地相談会としても開催させていただいております。その相談会につきましては、その都度、町ホームページや

SNS、または広報などでも周知を図っておりますので、議員におかれましても、相談を受けられた際には、ご周知いただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございます。皆様もご存知だと思うんですが、本当に1人1人に届くような情報の提供がなければ、皆さんは困っている状況だと思うんです。長時間かけて業者を見つけても、金沢や町外からでは往復に時間がかかります。1日の作業時間が少なくなりまして、その作業が進まない分は、依頼側の負担となります。そういうことが皆さんの不安であり、心配の種でありますので、行政の1歩も2歩も踏み込んだ住民に寄り添った対応をお願いいたします。

次に、由比ヶ丘一带の早急なる災害復旧についてお尋ねをいたします。

この度の地震で、由比ヶ丘一带は甚大な被害を受けました。町道由比ヶ丘線沿となる由比ヶ丘団地においては、土砂災害により大勢の尊い命が失われてしまいました。現在も4軒の家は災害発生時の状況のまま土砂に埋もれています。

また、由比ヶ丘住宅団地は広範囲に地滑りが発生し、宅地や家屋に大きな被害が発生しました。現在は公費解体された家も多く、今後団地一带の整備の見通しがつかないために、宅地や家、浄化槽を直すことができない状況にあると聞いています。今後住まいを確保するためにも早急な対策が必要であり、住居の再建なくして復興はありません。

この地域の災害に関し、町の担当課が実施した昨年8月から3回の説明会に、私も傍聴させていただきました。

昨年8月9日の城山、由比ヶ丘一带の住民を対象の1回目の説明会では、6月末から7月末に実施した地質調査の報告のと、住宅再建には3年かかるとのことでした。

1月30日の城山1、2班を対象の2回目の住民説明会では、被災箇所の町道由比ヶ丘線を拡張する計画であるとの説明でした。

そして、2月3日の由比ヶ丘団地の3回目の説明会では、国の査定が決まったので被災を受けたままに土に埋まっている4軒の家を含めた町道由比ヶ丘線を拡張し、なだらかな土留めの擁壁工事を実施するとのことでありました。

私は、震災後14ヶ月間土に埋まったままの4軒の住宅の土砂の撤去を要望してきましたが、今日まで叶いませんでした。復興となる道路拡張の計画は行政の役割ではありますが、災害現場の土砂に埋まった家の土砂を撤去した後に、町道由比ヶ丘線拡張工事の説明をすべきではなかったのかと、何度も思い返しながら、情の伴わない対応ではなかったかと残念に思っています。

そして、この度の町道由比ヶ丘線の査定を受ける際において、住居に大きな被災を受けて

いる由比ヶ丘住宅団地の国の査定がなぜ遅れることになったのか、その理由をお尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

現在までに、由比ヶ丘団地、城山1班、城山2班、由比ヶ丘と4地区に説明会を実施し、専門家による被災原因、地質等の調査結果、暫定ではありますが復旧工法、スケジュールなどを説明させていただいております。

説明会に参加された方からも、50年前の地形情報や、開拓された経緯などをお聞きし、復旧工法の選定に参考となる意見もお聞きすることもできました。被災から、啓開作業や土砂除去作業を進めており、有識者の助言を頂きながら、二次災害を防ぐため崩壊後の斜面に変状がないことの確認のため、地滑り計の設置や地下水観測、盛土崩壊メカニズムの解明のための3次元地盤モデルの作成などを行ってまいりました。

それらデータを収集し、調査結果をまとめ、当初計画していた抑止杭の計画の実現性や、宅地再建には、再度の被害を防止するための地下水位の上昇を抑制する水抜きボーリング工法の是非など、現在も国土交通省と協議、設計を進めているところであります。

また、由比ヶ丘一帯の災害は、道路災害、宅地の地滑り災害、のり面崩壊、運動公園災害等関係機関が多岐にわたっており、全体的な復旧工法を検討する必要があることから、査定協議事項として国土交通省と12月24日に協議を行っております。

現在、実施可能な復旧工法を専門家や学識経験者で検討を行って頂いているところであり、災害査定設計が確定し工事着手までには、相当の時間を要すると考えられますが、可能な限り早期復旧に努めてまいります。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございます。傷んだものは早く直さなければならないということでございますね。でも、そこに住んどるお家の方は、宅地をどうすればいいのか、直せばいいのか、家を直せばいいのかというような、毎日そんな中で生活をしておられます。本当に今後の復興計画に何を優先すべきかという事を熟慮のうえ実施していただきたいということを要望いたします。ありがとうございます。

最後に、高齢者の健康維持と支援対策についてお尋ねをいたします。

能登半島の被災自治体において、要介護や要支援の認定を受ける高齢者が大幅に増加していると報道されていました。寒い冬季間は家にこもりがちとなり自然に外出の機会が減ってコミュニケーションや運動不足となります。

地震発生から14ヶ月経ちその後の高齢者の皆さんの生活は、震災による長引く不自由な避難所生活と、家の解体による仮設住宅での生活、陽気で外出するにも町中の生活道路は破損されたままであり、外出が減ることによる運動不足が高齢者の健康状態の悪化に繋がっていたのではないかと思います。

当町の高齢者の皆様の健康状態についていくつかお尋ねいたします。町の高齢者の健康状態は震災前と大きな変化はございませんでしょうか。震災後の要介護認定者は上昇傾向になっていませんか。担当課が実施した震災発生からの高齢者への健康管理についてどのような対策を講じて頂きましたでしょうか。

また、被災地では退職による介護士不足が言われていますが、当町の施設における介護士や地域で生活する高齢者に係わる訪問ヘルパーの利用への対応は十分であったのでしょうか。お尋ねをいたします。

これらの事案は、高齢化が進む当町が抱える今後の大きな課題だと思います。穴水町の高齢化対策として、行政だけでなく町の介護運営事業者と連携しながら、解決策を見出すのも一つの方策だと思いますが、執行部の考えをお尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

笹谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（笹谷映子）

お答えいたします。

要介護認定者数につきましては、震災前の令和5年12月には626人のところ、令和6年12月には648人と約20名増加しております。内訳といたしては、軽度者の認定率が増加しており、これは長期の避難所や仮設住宅の生活、近所の方が町外へ避難されたりなど、外出や交流の機会が減ったこと等が一つの要因と考えられます。

町では、高齢者等の健康管理対策として、震災後、早期のうちに、外出支援バス運行による外出支援や配食サービスの提供、地域包括支援センターや保健師等によるサロンやフレイル予防教室のほか、仮設や在宅への個別訪問支援など様々な対策を進め、メンタルヘルスや孤立防止、コミュニティ形成なども実施してきました。この間、地域の医療機関や穴水総合病院をはじめ多くの医師やリハビリ専門職、ボランティア団体など様々な関係機関とも定期的にケース検討を行いながら丁寧に個別支援を行っています。

また、介護福祉士等の不足については、現在も充足は難しい状況ではありますが、一部ではヘルパー事業や居宅介護支援事業など新たなサービス提供を始めて頂いたところもございます。引き続き、事業所や県とも連携し、介護福祉士等の人材確保に努め、福祉サービス

の充実と高齢者の健康維持に努めてまいります。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございます。震災後の大変な時期に担当課をはじめ、大勢の皆様にご支援をいただきましたことに感謝を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤豊）

ここで10分間休憩といたします。

（14時47分）

（ 休 憩 ）

（14時55分 再開）

○議長（佐藤豊）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 山本 祐孝 議員

○議長（佐藤豊）

5番 山本祐孝議員。

（5番 山本 祐孝 登壇）

○5番（山本祐孝）

5番 山本です。通告に従いまして、一問一答方式で質問をいたします。事前に質問を通告いたしておりますが、答弁の内容により関連する事の再質問をする事、また答弁者以外の執行部関係者に答弁を求める場合もある事を、事前に通告いたします。

事前に通告書を提示いたしておりますが、質問内容の趣旨の変更はございませんが、一部表現及び文章の変更、追加のある事も合わせて通告いたします。

それでは通告に従いまして、順に質問をいたします。

まず1点目は、仮設住宅等の被災者に対する心のケアについてお聞きいたします。

去年の地震発生から1年と2ヶ月が経ちます。入居被災者各位におかれては色々と不安などを訴える相談があると思います。町当局より関連する担当課より、定期的に仮設住宅廻りをされている事と思いますが、その状況をお聞きいたします。

また、町の心の相談窓口の設置を検討する必要があると思いますが、合わせてお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

黒田復旧復興対策室長。

○復旧復興対策室長（黒田篤史）

お答えいたします。

まず始めに、応急仮設住宅の入居者への訪問につきましては、健康状態や生活状態などを含めた複合的な面での調査や把握となっており、孤独や孤立とならないよう、地域支え合いセンターや町の関係課及び総合病院のリハビリテーション部の他、ボランティア団体などとも連携し、被災者の見守りと相談支援として継続的に実施しているところであり、また、穴水こころのクリニックの院長に町の保健師が同行し、精神状態の調査や把握なども行っております。訪問の際に、支援が必要なケースについては、医療関係者とも連携した対応を行っておりますが、特に精神面での支援が必要なケースについては、石川県心のケアセンターにもつなげていく体制が整っております。

その他、地域支え合いセンターに所属する生活相談員や民生委員を対象とした、自殺予防を図るためのゲートキーパー研修や、被災などからの不安や悲しみに寄り添うグリーフケア研修なども実施しております。

また、訪問の際に把握した内容は、月2回のペースで開催されるケース検討会議や連絡会議において、県と町、社会福祉協議会やボランティア団体等の関係機関が情報共有し、入居者に合わせた様々な支援に繋げております。

議員ご提案の「こころの相談窓口の設置」につきましては、町の保健センターに相談窓口を設置している他、生活相談員にも身近な相談窓口となっていていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤豊）

山本議員。

○5番（山本祐孝）

黒田室長ぜひ引続きよろしくお願ひいたします。もう1点私が危惧するのは、今の仮設団地の入居者において、一番心配される事が心のケア以外に、特に今将来2、3年先自分はどう

うなるのか。仮設におられてその後、災害公営住宅の計画が進んでおると思いますが、その辺のことも当然、色々高齢者の方は心配されておると思いますが、併せてその件も引続きよろしく願いいたします。答弁いりません。

次に、住吉公民館及び中居鋳物資料館についてお聞きをいたします。

結論から言いますと、新築建替えをする考えがあるのか、また現在地において地盤沈下をはじめ高潮被害、建物の老朽化なども考慮して、早急に新たな場所において建替えの方向を検討する必要があると思いますが考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

松尾教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松尾美樹）

お答えいたします。

住吉公民館は昭和61年度に、能登中居鋳物館は平成6年度に住吉公民館に併設して建設され、30年以上経過している木造、平屋建ての施設です。

今回の震災により、両施設ともに給排水設備の損傷や外構部の損壊などの被害を受けたため、応急的に復旧工事をし、避難所となっていた住吉公民館においては、災害復旧工事実施設計を行った結果、修繕することで今後も建物の維持が可能な施設であることが確認をされています。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、震災前から高潮による敷地内の冠水や地盤沈下が懸念されておりました。施設は現在、周辺に建設されました応急仮設住宅にお住いの皆さまの、集会施設としても利用されていることから、適切な時期に、地域の皆さまのご意見も伺いながら、検討を進めてまいります。

○議長（佐藤豊）

山本議員。

○5番（山本祐孝）

答弁ありがとうございます。この件に関して、5年程前ですか、私住吉区の役員をしておりまして、当時の石川町長の時代に、住吉区長会会長のほか、数名で住吉地区の議員も同席しておりましたが、住吉公民館と合わせて、中居鋳物資料館の新築移転を当時の石川町長にも要望いたしました。会合はしたのですけれども、今ほど松尾局長のご答弁にあったとおり当然、今住吉公民館においては仮設団地となって周辺住民が頼りにしておることとしますが、吉村町長答弁いただけたらいいのですけれども、そういう事も踏まえて将来今すぐじゃないのですけれども、復興計画も色々あると思いますけれども、復興がある程度進んだ段階において、今私住吉公民館及び中居鋳物資料館あわせて、住吉地区には適地がいっぱい

ありますもんで、ぜひ災害対応できるような施設をぜひ新築していただきたいと思っておりますけども、町長いかでしょうか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

現時点でお話できることは、先ほど局長がお話したとおりでございますが、やはり教育、公民館としての施設、そして今後地域の防災を考えた上での施設ということをやはり将来的には考えていかなければいけない。現状の応急復旧をした状態で存続が可能かどうかも含めてですね、町民の方、住民の方の考えをお聞きしながら検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤豊）

山本議員。

○5番（山本祐孝）

町長ありがとうございます。その節は、是非よろしく願いいたします。

以上で山本の質問を終了いたします。



9番 小坂 孝純 議員

○議長（佐藤豊）

9番 小坂孝純議員。

（9番 小坂 孝純 登壇）

○9番（小坂孝純）

9番、小坂です。

冒頭、議長からもお声がありました。今日は3月11日、東日本大震災がありました。2時46分。20分あまり経ちましたけれども、大変な被害に遭われました。また先日、宮城県、岩手県、新潟県に大変な山林火災もありました。またお一人が尊い命を亡くなりました。お見舞いを申し上げます。

今日は、1点質問をいたしたいと思います。

今、国が推進している強靱な国土、町づくりを進めていただきたいと思います。ご承知のように日本国は島国であり、毎年地震や洪水など被災されている状況にあります。我が穴水

町も平成19年3月25日発生の能登地震から18年が過ぎ、昨年再び能登半島地震が発生し、甚大な被害を受け、1年2ヶ月が過ぎました。

町民皆様方から色々なご意見の中、やはり防災害に強い町づくりを望む声が多く感じられました。災害があるたびに、小、中学校や公共物を利用することはもちろんかとも思いますが、穴水町がある限り、防災に強い強靱な拠点を作ることが必要不可欠だと思います。

2月26日、新年度予算も内示されました。復興に向け、復旧対策予算が示されました。この先、まだまだ大変であろうかと思いますが、また、いつ起こるかわからない災害にも目を向けていただきたいと思います。

また、1月終わりに鹿波地区の役員会がありました。役員の方々から旧鹿波小学校を防災害の拠点にさせていただきたいとのご意見がありました。現在、旧鹿波小学校は、株式会社スギヨさんが管理されております。春からは事業を縮小するとの事でありました。ご承知のように鹿波バイパスの上には、能登地震津波警報の折には地区民皆さんが車でバイパスに、また、旧鹿波小学校には3日間過ごし、重宝されました。こんな事もあり、区民皆様方からの強い要望であります。大変なさなかでありますけれども、一つご検討をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

今回の能登半島地震では広域的な被害の影響により初動体制や避難所の設置、運営、支援物資等の配送、孤立集落への対応等に様々な課題が生じました。

また、現在の地域防災計画では県の地震想定調査を基に、避難者数が428人と想定されていましたが、能登半島地震の最大避難者数約4,000人の10分の1程度の被害であり、今回の大規模な地震に対応できるものではありませんでした。また、住民の方同士が声を掛け合って避難する、職員が配置されていない避難所では住民の方が協力し合って運営するなど、改めて自助、共助の重要性が認識できたところであります。

これらの課題などから、一つ目には能登半島地震の課題、教訓の整理や検証を行い、二つ目には大規模災害を想定した対策、体制づくりを推進し、三つ目には「自助、共助、公助」それぞれの取り組みを強く推進するとともに、連携も強化することが必要だと考えております。

議員ご質問の旧鹿波小学校につきましては、土砂災害、津波、地震の3つの災害時における避難所として指定されており、令和6年能登半島地震の際には大津波警報が発令されたことから、津波から身を守るための地区住民の避難所として活用されていたところであります。

今後は、議員ご指摘の防災害に強い避難所について、改定を予定している地域防災計画の

中で、旧鹿波小学校を含む地区の拠点施設として、環境の整備や機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進していきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

小坂議員。

○9番（小坂孝純）

ご答弁ありがとうございました。私はいつも言うんですけども、穴水町は地の利があるという事を申しあげております。この拠点に強いまちづくりと言いますか、そういうものを作れと言いますのは、やはり能登の玄関口である。いざというときには穴水町民はもちろんでありますけれども、やはり奥能登の方々も入れるような、大きい。がわくさい事言えば大きい建物を想定して質問させていただいております。県や国に大変難しいことではありましようけれども、お願いをし実現させていきたいなと思っております。町長も大変でありますけれども、一つこういう点も含めて、国のほうにも働きかけていただければなと思います。ありがとうございました。

◇

6番 大中 正司 議員

○議長（佐藤豊）

6番 大中正司議員。

（6番 大中 正司 登壇）

○6番（大中正司）

6番、大中正司です。通告に従いまして一問一答方式で質問いたします。

最初に穴水町復興計画について伺いたします。

昨年12月にこの計画が策定され、町民の皆様にも概要が告示されました。私は先の定例会において、スタートやゴールを設定できる取り組みだけでも抽出して補足し、計画をより明確に示せば町民の望む見える化、町長の言われる道しるべになるのではないかと、との質問に対して、「社会情勢や財政状況などを踏まえながら、別途各分野別の実施計画において、具体的なスケジュールなどを定め、告示しながら推進していくものとして設定する」とのご答弁をいただきました。

また、更に質問として、本計画の冒頭、策定にあたっての基本的な考え方として取り組み、それぞれに目標を設定して推進するとしていることについて、期間と同様に目標設定できる取り組みを補足すれば、道しるべになるのではないかと考え、見解を求めました。

それに対して、町長は「昨今の物価高騰や原材料不足などといった社会情勢や財政状況なども踏まえながら、今後、取り組む優先順位を十分に検討したうえで、別途個別に計画する分野別の実施計画において、具体的なスケジュールなどを定め、道しるべとして皆様方にお示ししながら、推進していくという考え方である」と、目標の設定には触れられずに繰り返しのご答弁でありました。

そこで伺います。

先月の予算内示会で新年度予算が示され、この３月定例会で議会の承認を得た上で、各分野別の実施計画を作成し、同時に目標も設定するお考えかと推測いたしますが、如何でしょうか。

そして、もしそうであるならば分野別計画の見える化は、同様な段取りで実施されるお考えでしょうか。私の勝手な推測の上での質問ですが、その推測が合っているのか間違っているのかも含めて、見解をお聞かせ下さい。

○議長（佐藤豊）

黒田復旧復興対策室長。

○復旧復興対策室長（黒田篤史）

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、復興計画の推進に関する各分野別の実施計画につきましては、これから個々の事業の実現に向けて取り組む中で、目標だけではなくスケジュールなども設定しながら進めていきたいと考えており、また、見える化につきましては、その実施内容や進捗状況などを、見る方にも分かりやすい形で、町ホームページや町広報などを通じて、広く住民に対し、定期的に周知していくこととしております。

なお、随時周知が必要な取り組みにつきましては、できるだけ間隔を開けずに周知できるよう努めてまいります。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○６番（大中正司）

見える化への段取りはわかるのでけれども、目標の設定についてご答弁をいただいたのでしょうか。目標を設定しないことには、事業の推進、進捗状況や、説明がなかなか難しい、ホームページであれ、広報であれ説明が難しいと思うのですが、この点も含めてもう一度、改めて目標の設定をどのように考えていらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

○議長（佐藤豊）

黒田復旧復興対策室長。

○復旧復興対策室長（黒田篤史）

お答えいたします。

目標につきましては、事業が個々にありまして、その復旧のスピード復興のスピード、それぞれそれぞれもございますので、それぞれ重要な計画、取り組みにつきましては、改めて個別に目標も定めさせていただいてお示しさせていただいく予定でございます。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

なかなか、しつこく目標ばかり聞いて恐縮なのですが、やっぱり我々それを頼りに、というかどこまで進んでいるのだろうかというふうな事が、一つの目安にもなりますので、ぜひ早めに分かりやすくお示しをいただきたい。重ねてお願いしておきます。目標という解釈は、私と執行部はと違っていませんよね、同じだと思って話しておりますが、目標数であったり時期であったり、そういうことだと認識しております。それでよろしいですね。

じゃあ、次です。計画事業の進捗について町民にどのような形で説明するのか、という12月定例会の質問に対して、「年明け以降、（仮称）復旧カルテとして皆様に公開できるように準備を進めているので、その中でそれぞれの復旧の度合い、復興の度合い、事業の実施計画等を、お示しできればと考えている」と、ご答弁頂きました。

復旧カルテとはどのようなものであり、どこまで具体的な形になっているのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤豊）

黒田復旧復興対策室長。

○復旧復興対策室長（黒田篤史）

お答えいたします。

復旧カルテにつきましては、昨年の議会12月定例会の終了後の12月の下旬から町ホームページで公表させていただいており、その内容につきましては、各所管が管理する施設や道路などの被害状況と復旧状況カルテとして、その状況が理解しやすいように、施設の概要、発災当初の状況と被害状況、復旧状況と今後の方針や予算の状況などの他、位置図や写真なども合わせた形で掲載させていただいております。

掲載内容につきましては、概ね3ヵ月に1回のペースで定期的に更新しておりますので、詳細につきましては、町ホームページでご確認いただければと思います。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

次に、第2期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。

この戦略の推進期間は、令和2年度から今年度令和6年度までの5か年で、先月18日に町の有識者の方々による穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会が開催されたと聞いております。

審議会の役割は、総合戦略の策定や見直しに関することについて審議することになっておりますが、まず先日の審議会の概要について差支えのない範囲でお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤豊）

黒田復旧復興対策室長。

○復旧復興対策室長（黒田篤史）

お答えいたします。

まず始めに、審議会の委員は、町の総合戦略と復興計画は関連する部分が多いことから、昨年の5月に設置しました穴水町復興計画策定委員会の委員が兼務することとなっております。

第1回目となります審議会では、令和2年3月に策定された第2期総合戦略の数値目標及びKPIについて評価をいただき、その後で、第2期総合戦略の見直しとして、改訂内容の審議の他、今後の改訂スケジュールなどのご確認もいただきました。

改訂の内容につきましては、一昨年前の議会12月定例会の全員協議会において、お示しさせていただいた内容を軸としまして、国のまち・ひと・しごと創生法やデジタル田園都市国家構想総合戦略及び地方創生2.0で定められた方向性に沿った形で、デジタル化の推進と、行政事務や地域のDX化の他、カーボンニュートラルの推進を新たな視点として捉え、既存の総合戦略に追加させていただきました。

その他、町の政策方針に合わせた時点修正なども行っております。

その審議会における総合戦略の修正案につきましては、委員の方からご承認をいただいております。また、第2期総合戦略の評価につきましては、「計画期間中、新型コロナウイルスの感染拡大や、今回の能登半島地震などの影響もあり、数値的な目標は達成できないものもあったが、その中でも取り組める事業については、概ね実行できたのではないかと」という一定の評価をいただいております。

なお、第2期総合戦略の数値目標及びKPIにつきましては新型コロナや地震などの影響

が分かるような詳細な資料をお示しし、第2回目の審議会で再度委員さんにご確認頂く予定となっております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

次に、評価委員会による第2期の施策の実施効状況効果の検証の後、本年4月新年度より第3期が始まるものと思いますけれども、第2期の評価委員会の開催から第3期の戦略策定までの工程スケジュールをお聞かせ下さい。

○議長（佐藤豊）

黒田復旧復興対策室長。

○復旧復興対策室長（黒田篤史）

お答えいたします。

まず始めに、第3期総合戦略につきましては、令和7年5月の策定を目標に進めているところであります。

そのスケジュールといたしましては、先ほども申し上げましたが、先般2月に開催した第1回目の審議会において、数値目標やK P Iの評価をいただき、新たな目標などを追加、修正させていただきました。

第2回目の審議会は、3月19日に開催し、総合戦略に復興計画の内容を盛り込む形で審議をいただき、4月に開催する審議会において、最終案として審議と確認をいただく予定となっております。

復興計画の策定が昨年12月であったこともあり、変則的ではありますが、年度途中の5月までには策定を完了し、議会6月定例会には、新たな総合戦略としてお示しできるのではないかというふうに考えております。

なお、策定後の第3期総合戦略の評価委員会の開催スケジュールにつきましては、年3回のペースで開催し、第3期総合戦略と復興計画をセットで、それぞれの進捗状況などを確認いただく予定としており、その必要経費を本議会において予算計上させていただいているところであります。

その評価委員会の会議の内容につきましても、見える化として、町ホームページや広報などを活用し、広く周知していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

次に、災害公営住宅整備事業について伺います。

仮設住宅、公営住宅等に入居している世帯に対して「今後の住まいのご予定等について」という調査へのご協力をお願いの文書が送られ、既に回収されていると思います。そこで伺いますが、対象世帯数は何世帯で、回答世帯数は何世帯、何割あったのでありましようか。

また、回答から得られた結果、特に今後の住まいの再建についての対象世帯の現状と、希望、見込み、課題についてどのように把握しているのでしょうか。

また、それらをどのように事業に反映して取り組むのか、12月の議会での小谷議員からの質問「商店街周辺地の空き地に災害公営住宅の建設について前向きに検討する考えがないか」という質問に対して金谷地域整備課長からは、「候補地の選定にあたり空き地調査を行っているので、そこにバランス等を勘案して、総合的に検討したいと考えている」というふうにご答弁頂きました。調査結果が反映されたのか、先月行われた予算内示会での災害公営住宅整備事業費の説明の中で、既に公表されている上野団地50戸、白山第2団地20戸、白山第3団地30戸、兜団地10戸に加えて、今回新たに稲荷団地20～30戸、駅西団地40～50戸の整備計画が示されました。これら7団地を合計すると170～190戸になり、更に、説明では住吉や諸橋地区からの要望があれば、追加整備を検討したいとの説明がありました。建物構造の内訳は資料では、木造が2団地、S造が5団地、S造というのはおそらく鉄骨造りシール造りのことだと思いますけれども、それぞれがどのような建物形状を予定しているのか。合わせてその完成予定もお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

今後の住まいのご予定等について、の調査結果についてですが、この調査は、県が実施した調査になります。その県の速報によると、対象の世帯は、建設型、賃貸型、公営住宅に入居している世帯を対象としており、穴水町は、620世帯のうち、498世帯の回答を得ております。回答の内容については、県に確認したところ集計中とのことでした。

次に、災害公営住宅の候補地の選定についてですが、空き状況や、接道状況、敷地面積、ハザードマップ等を勘案し、選定しております。災害公営住宅の建物形状については、鉄骨造を中心としておりますが、地質調査、埋蔵文化財の分布状況調査の結果や戸数によっては変更もあり得るため柔軟に対応していきます。

また、市街地以外につきましては、地区ごとに住民と意見交換を行いながら建物形状を決めていきたいと考えております。

次に、災害公営住宅の完成時期についてですが、現在、先行して整備を進めております上野団地は、令和８年秋口の完成と入居を目指しております。その他の団地につきましては、スピード感を持って一日も早い完成と入居を目指して作業を行ってまいります。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○６番（大中正司）

木造が２団地というのは、これは説明資料にあるとおり、まだそのとおりだというふうに理解しているのですが、変わっていたのなら教えて頂きたいと思いますが。例えば木造でも、長屋造りとか一戸建てとかあると思います。一戸建ての場合は、後々考えれば、メリットもある造りだと私は個人的には思ったりもしているのですが、その辺のところについてどのようにお考えか。もし、お答えいただければお答えいただけますか。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

今、議員ご提案の一戸建てというご提案がありましたけれども、今の段階では基本的にＳ造の長屋建てを中心に、２階から３階建ての建物とかを中心に検討しております。

一戸建てにつきましては、また今後検討しまして考えていきたいと思います。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○６番（大中正司）

今回の県の調査で、今それを取りまとめ中ということですので、その皆さんの５００弱の回答の中身はまだわかっていない訳で、それがもし意向として「一戸建てが欲しい」とか、そんな中身があれば検討の余地があると理解してよろしいですか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。もし答弁ございましたら。

○吉村町長

答弁は、必要なかなと思ひまして。

○6番（大中正司）

特にいりません。

最後に、由比ヶ丘地区及び城山地区の復旧について質問いたします。先ほどの湯口議員からの質問ともかぶる部分もあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

昨年から今年にかけて同地区内の4地区住民に対して、被害の状況と今後の復旧見通しについて説明会が実施されました。

私は、今年1月と2月の町道由比ヶ丘線をはさむ2地区の説明会を傍聴させていただいただけでありますが、災害復旧工事及び改良工事の工程表によれば、本年令和6年度の被害復旧工事調査査定から町事業や道路改良工事の完了まで令和10年度までの5年間の計画であります。吉村町長は説明会の冒頭のご挨拶で、調査、査定に時間がかかったため説明会の開催が遅くなり、お待たせしたことを謝罪しておられました。

他の城山1班とそれから、由比ヶ丘団地は昨年の早いうちに第1回説明会を終えており、私は由比ヶ丘団地の説明資料だけを後日入手して読ませていただきました。そこには、地すべり地域の土地利用経過が分かる航空写真や被害状況、断層調査資料などが詳細に記されており、入念な調査に時間がかかるのも無理は無いかなと言うふうにも理解をいたしました。

そして、資料の最後に、地盤対策・インフラ復旧、居住対策、住民対応、この3つの取り組みの今後の進め方案が示されておりました。前置きが長くなってしまいましたが、これからが質問です。

1点目に、町道由比ヶ丘線の令和10年工事完了まで、そしてそれ以降の住宅の再建について伺いたします。

5か年の計画を道しるべにするとしても、住民の皆さんはこの長期間、どのような心配りによって希望を持続できるのか、お考えをお聞かせ下さい。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

どのような心配りによって希望を持続できるのかとの質問ですが、由比ヶ丘地区の工事完了までの住宅の再建について、説明会でお伝えし、安心して住める住宅地に復旧することをお伝えしております。設計検討を現在も精査しているところですが、道路事業だけでなく、住宅地の地盤改良や背後地の法面処理などセットで全体復旧することを説明しております。

引き続き住民に説明し、早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

どのような心配りなどという抽象的な質問で申し訳なかったですけど、要するに「住民の方々が気にかけてくれているんだなあ」という印象が持たれるような心配りを忘れないで欲しいという意味での質問です。

2点目に、由比ヶ丘団地の地盤対策・インフラ復旧、居住対策、住民対応の今後の進め方について伺います。

資料では、3つの取り組みそれぞれに比較的詳細に工程表が示されておりますが、予定通りになっているのかいないのか。なっていない復旧の現状と今後変更されるであろう工程についてわかりましたらお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

由比ヶ丘団地の地盤対策・インフラ復旧、居住対策、住民対応の進め方ですが、地盤対策・インフラ復旧につきましては、災害査定を終え、対策の詳細設計を行っており、今月に国土交通省と再協議を行う予定となっております。

その確認を終えたのち、居住確保対策として個別意向確認を行い、その結果をとりまとめ、引き続き住民に説明してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

3点目に、吉村町長は説明会の場で町民の個別具体的な相談ごとについては、改めて役場担当部署に相談して欲しいというふうにも、お話をされておられました。そう言われてもなかなか相談に行けないものだと思いますし、説明会に都合で参加できなかった住民であればなおのことだろうと思います。

そこで、参加できなかった住民に対しても同様のコミットメントを何らかの方法で、例えば区長を通してでも提供していただければ住民の安心感、信頼感が生まれると思うのですが如何でしょうか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

説明会を開催した4地区で、当日参加できなかった方も、後日役場で個別に説明を行った事例も10件ほどあり、説明会での質問事項等も説明させていただきました。

町内会長さんをはじめ、地域における課題の解決に取り組みながら地域住民の安全、安心な環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

今日に至るまでの住民説明会の開催の遅れについて、町からのフォローアップがあったのでしょうか、あったならご答弁の中でまたご説明頂きたいと思います。

長丁場の取り組みでありまして、息の長いきめ細かい対応が求められていることは言うまでもありません。

説明会を傍聴して感じていたのですが、町民の皆様が町に求めているのは決して無理難題ではなくて、足元の復旧がどこまで進んでいるのかを、あまり間を置かずに、時に応じて説明したり相談に乗ってくれたりすること、つまり寄り添うことであります。

例えて具体的に言うならば、こういう事なんです。役場から「諸般の事情で計画が少し遅れており、次の説明会は何月何日を予定しておりますが、今困っていることは何かありませんか」この一言くらい、あるいは一文だけで待たされ続けている被災している方々の気持ちがいくらかでも平穏になり癒されると思うので、ぜひ実行していただきたいというふうに思います。

吉村町長は、広報あなみずの町長コラムの中で、復旧に向けての真摯な気持ちを率直に書かれており、私は素直に感じ入りました。

書かれた文言はこうであります。「つらい思いをされている町民に寄り添うことができるだろうか、何ができるだろうか、改めて自問自答する日々です。」という内容でした。私のささやかな提案は、寄り添って出来ることの一つだと思うのですが、町長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

住民説明会の開催につきましては、本来もう少し早い段階で計画しておりましたが、現場では不確定要素があり現在においても国土交通省や専門家、学識経験者と協議を行っており

ます。

この災害の規模は、これまでの想定をはるかに超えたものであり、防災に対する我々の認識を一変させるとともに、町民の安心を守る立場にある、行政の果たす役割と責任の重さを改めて痛感させられたところであります。

今日3月11日は奇しくも東日本大震災から14年が経過した日でございます。東北の復興の現状を見たときに、やはり穴水町の震災の復興についても長い期間、息の長い、寄り添った支援が必要だと改めて認識をさせられました。

住民の方に最後までご理解、納得いただけるよう、十分に工法検討し意見交換を重ね、継続的に間を置かず、寄り添う気持ちを大切にして、復旧してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

不確定な要素がある中で、なかなか確定的に住民の皆さんに説明するのもこれまた難しいことだろうとは思いますが、ここは正直に腹を割って、「ここまではできるけど、ここまではできないとか。ここまではわかるけども、これ以上はわからない。」という事も含めて、お話いただければ、それが成りませんとは、決して町民の方、物わकारの悪い人たちではありませんので納得していただけたと思います。その辺のところをよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤豊）

ここで10分間休憩とします。

（15時47分）

（ 休 憩 ）

（15時57分 再開）

○議長（佐藤豊）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

7 番 伊藤 繁男 議員

○議長（佐藤豊）

7 番、伊藤繁男議員。

（7 番 伊藤 繁男 登壇）

○7 番（伊藤繁男）

7 番、伊藤繁男でございます。

今日は、貴重な一般質問の機会を賜り、厚く感謝申し上げます。至らぬ点は、厳粛なる議場にご列席の皆様、ご賢察とご寛容の程、宜しくお願いいたします。

今回は、5 項目について、全問一括方式で、質問或いは提言をいたします。端的を旨としますので、言葉足らずの感はご容赦を賜り、ご理解下さいます様お願いいたします。

特に、執行部におかれましては、ご賢察の上、的確、丁寧にご答弁頂きたいと思えます。また、同僚議員と重複するところもあるようですが、よろしくお願いします。

さて、私たちの穴水町は、今非常事態の惨禍にあります。議場に集う私たちは、復旧復興のため、精魂を込めて全力投球すべき時であります。不謹慎にも今でなくてもいい事を、考えている暇はありません。

それでは、まず1 項目目は、復興計画における4 つの視点についてであります。

本計画は、吉村町長始め多くの方々のご精励とご協力、ご参加を頂いて策定されました。そこには、町づくりの課題が全て網羅されているようであります。今後は、各分野別の実施計画が策定されるでしょう。復旧復興が完全に果されることを期待いたします。完全という重い感じですが、完全に元に復してこそ、次なる発展の基となるのです。計画の書面について、私から追加して申し上げる課題がないような感じであり、あとは尻叩きをすればいいだけの様です。

それでは、貴重な税金から報酬を頂いている私、議員として恥ずべきこととなりますので、愚考を申しあげます。

計画には、理念及び目的が大事ですが、何となく了解していることとさせて頂き、計画の視点について申し上げます。私見ながら選んで、4 点挙げさせて頂きます。

1 つ目は、人口減の視点。2 つ目は、ニーズ予測の視点。3 つ目は、機能維持の視点。4 つ目は、量から質への視点であります。

愚考を長々と喋ることは控えますが、私たち今迄の考えを変えることは大変難しいものです。心にダイナマイトがいる様です。そこからダイナミクスが生まれるのではないのでしょうか。

1 つ目の人口減の言葉にしても、マイナスイメージや消極性、退嬰性が連想されるようで、使いたくない言葉として、避けたがります。しかし、現実直視が非常に大事です。

私が穴水に帰郷した時、人口約11,000 人でした。しかし、今は7,000 人を切ります。危機感が募って当たり前です。皆様もご承知の将来推計人口に至っては、惨憺たるものです。重ねて公表するのを控えますが、色々考える上で、全てに関わる重要な視点です。

中長期において、はっきりと人口減を前提とした町づくりをするべきであると考えますが、如何でしょうか。

略称、総合戦略の策定の時に、人口ビジョンが検討されると思いますが、しっかり精査して頂きたいと思います。今迄も、移住定住、関係人口の拡大を試みてきましたが、残念ながら顕著な成果が上がっていません。これは色々な要因はあって難題ですが、私たちは粉骨砕身、努力する必要があります。

急いで、2つ目のニーズ予測についてであります。この視点は、効果的な施策や公共施設等の維持管理費、税金の有効活用などにとても大事なことですが、ご見解は如何でしょうか。この視点の欠陥は広義の無駄につながり、財政規模が先細りするだろうと予測される中、先々お荷物や無駄となるようなことは、避けなければなりません。施設の在り方にもこの視点が必要です。

3つ目、維持管理についてであります。自治体には住民のご理解とご協力を頂いて維持されている面が多々あります。例えば、消防団員や民生委員、区長、町内会長など、考え方によっては、重いご負担をお掛けしています。先ほど例示した皆様のご協力があるからこそ、地域コミュニティが成り立っていることを再認識すべきです。今後、若い世代にも配慮した自治機能維持の視点が大事になりますが、如何でしょうか。

また、医療や介護、福祉施設の機能維持も重要であることは、申し上げるまでもありません。ただ、今後益々、人材確保が難しくなると見込まれますが、関係者のご奮闘をご期待申し上げます。

4つ目の量から質へですが、これは通常においては気付かない、見落としがちなことですが、大変重要な視点であります。

私たち、物やお金の多寡を欲しながらも、本当はどこかで深遠な知性を求めているのではないのでしょうか。この点について申し上げたら限がありませんので、一部自治体ではAI時代の中、図書館を重要視して、その拡大新築を考えて実行している新聞報道を思い出して頂ければと思います。ひと月にほとんど本を読まない人には、目の留まらない記事でしょう。

私に読書の重要性を喋らしたら止まりませんので、我慢して駄弁を控えます。

わが町の町民憲章に、「教養を高め、文化の向上に努めます」とありますので、このことに関わることを、今迄に何回も取り上げました。最近では、文化講演会、図書館の改築について申し上げました。ご答弁に再質問しませんでした。が、認識と考え方にかかなりの違いがある様に感じました。

とにかく、図書館、公民館などの社会教育環境整備は、とても重要だと思いますが、どの様にお考えでしょうか。

文化は時間を掛けて育んでいくものですが、いわゆる高砂大学もない本町には、これから文化の薫る町づくりをして成果を上げることは大変難しいことでしょう。

しかし、改めて文化性豊かな町にしていかなければ、若い世代は愛想を尽かし、他に高尚さを求めて、離れて行ってしまいます。

盛大な文化行事の貧弱な町、大人たちに知性、品格を感じられない町、選挙の時に他人を貶めるビラがばらまかれるそんな町に新世代は魅力を感じるのでしょうか。若者は一々理屈より豊かな感性で考える一面があります。

北國新聞のきょうの言葉に、「12歳児はときに我々大人たちよりずっと賢い、感受性は高い」旨の引用記事がありました。

私が、令和5年12月の藤原正彦先生を引用して申し上げたことなどを参考に、ご答弁願いたいと思います。以上、私の愚考についてご意見を伺いたく存じ上げます。

2項目目は、災害復旧工事についてであります。

執行部は必死の思いで、全庁挙げて、派遣職員のご協力を頂きながら、一生懸命にご奮闘されていると、拝察いたします。そのご苦勞を思うと、取り上げにくいテーマであります、仮設住宅廻りをしてお聞きした、住民の声と心を思い遣って、申し上げますので、ご容赦願います。住民は、ガタガタな歩道を歩いて身の危険を感じ、町中を眺めて復旧の遅れを実感する様です。もちろん、歩道だけではなく、大変多くの箇所で被害、損壊を被りました。

先般の説明では、約440箇所、被害を受けたとのこと。この数字は災害査定を受けた件数と、理解していますが、当然ほかにも復旧しなければならない箇所がある訳です。その他予想される工事、例えば上下水道工事なども考えなければなりません。

いずれにしても、実務的なことは、職員でない私には分かりませんが、要は復旧工事の速やかな実施が待たれるのであります。

ところが、素人考えですが、建築土木会社の施工能力に限界があるのではないかと、危惧しています。町の復旧を出来るだけ早く終えるためには、建設業者のご奮闘をご期待申し上げる次第です。

しかし、地震発生以前から従業員、職員の不足が叫ばれ、また労働時間短縮の導入、週休二日制など、経営の難しい事情が拝察されます。

何かと厳しい状況下にあると思いますが、住民としては、早い復旧を望んでいるのであります。行政事務としては、要は速やかな入札が求められるところであります。当然、入札不調があってはなりません。その前に、多くの建設業者に入札に参加して頂くようにする必要がありますのではないのでしょうか。町内だけの業者で大丈夫でしょうか。そこら辺の事情を、ご説明いただければと思います。

予算の内示会資料から推測して、道路、河川、橋梁の復旧工事に時間がかかる様に思われます。そこで、住民の立場からお聞きしますが、復旧工事がほぼ何年位で一段落するものか、お示し頂ければと思います。

以上、広範な発言となりましたが、本件について、ご所見を承りたく存じ上げます。

3項目目は、災害公営住宅の用地等についてであります。

先般、災害公営住宅の整備戸数、現在のところ170戸分計画していると説明を受けました。そこで確認の意味でお尋ねいたします。

住まいの意向調査は、100%回収が理想ですが、現況はどうなっているのでしょうか。

その内、未定の状況の把握は、とても難しいだろうと思いますが、どの様な具合でしょうか。最後に、必要な整備戸数は、何戸と予想されているのでしょうか。

ところで、諸橋地区の整備の取り組みが、何かと不明確な様ですが、現状はどうでしょうか。

次に、公営住宅の完成時期ですが、段階的になると思いますが、可能な範囲でご説明頂ければ、住民も安心するかと思いますので、宜しくお願いいたします。

話は変わって、以前に全協の席で穴水運動場の道をはさんで東側の町有地がらみの整備を提言したことがあります。再度取り上げたいと思います。

先ず、私においては、現況及び公図等を確認していないことを断っておきます。

虫食い状態の解消は、公私共に土地の利用価値を高めることになるので、有意義な案件があります。まとめる際に、民有地の買い上げが出来ればそれでよしですが、もし、ご協力頂けない場合、等価交換方式による整備を提案されたら如何でしょうか。地権者に宅地として整地してあげたら良いのではないのでしょうか。

また、市街地の区画整理方式による整備がありますが、この件を取り上げると時間が長くなりますので、またの機会といたします。

ただ、具体的なイメージとして、駅前大町地区の区画整理、今回輪島市の朝市区域の区画整理を思い描いて下さい。

以上、本件について何卒ご一考賜り、ぜひとも積極的に取り組まれます様、ご提案する次第でございます。

4項目目は、支援相談会についてであります。

被災された方々は、本当に大変だろうと思います。その中には、高齢者も多いのではないのでしょうか。本町の高齢化率は52%近く、去年のアンケート調査結果を参考に推測すると、二人世帯と単身世帯が圧倒的に多いようです。被災された高齢者は、町内外に子供がいるでしょうが、働いている者に余計な心配をかけたくないと、自分で色々な悩みを抱えているかもしれません。仮設住宅を回って、よくお聞きすることは、修理、修繕、再建したいが業者が来ない、業者が見つからないというお話です。行政として、直接の業者紹介は難しいと思いますが、探し方の案内とか、ご相談ぐらいいは乗れるのではないのでしょうか。

ところで、2月上旬に建築のプロによる被災住宅の現地相談の受付がなされました。大変有難いことです。状況はどうだったのでしょうか。広報を見落とした方もおられると思いますが、必要なら再度ご協力をお願いして、実施して頂いたらいいのではないのでしょうか。

被災者の悩みと言ったら、それこそ色々あると思われれます。

そこで、試みとして4つの公民館で、月1回でも、例えば震災なんでも相談会を開催したら如何でしょうか。お互い長椅子にくつろぎ、お茶を飲みながら相談出来たら、とても良いと思います。正に、寄り添い支えていくことが大事です。

相談を受ける担当者は、多岐にわたる相談事に、即答できないことがあって当然であり、先ずは、何でも気軽に相談に乗ることが大切です。細かいことは、やりながら考えたらいい

のです。どうか、本件について、柔軟かつ親切なるご検討を頂きます様、お願い申し上げます次第です。

5項目目は、学校施設についてであります。

本件について、私の手元資料は、令和5年9月19日に学校施設整備基本計画概要として提示されたものです。

そこで、先ず、ダブルで記述されている義務教育学校の効果等について調査研究を進めるとありますが、その経過報告をお聞かせ下さい。

先般、輪島市では、門前町、町野町は、小中一貫の義務教育学校に再編する計画であると、報じられましたので、気になるところであります。また、これからの私の発言にも関わることです。私は、学校施設整備には、略称、公共施設等総合管理計画や、強靱化計画及び個別事業計画、更には今回の復興計画、災害査定外の公共施設の復旧事業、学校生徒数の動向などを、複眼的、総合的に勘案する必要があると考えています。

実務的には、素人でから、余計な心配をするのかもしれませんが、要は、穴水町の財政運営、計画が、弾力性、創造性を失わないかと危惧するのであります。また、最重要な人口減少対策のチャンスロスがあってはならないと思います。

この事業費は、関係費も含め60億前後と勝手に予測していますが、貧乏性の私は、費用を少しでも少なくできないものかと思うのです。

それで、一議員として発言させていただきます。ご理解頂くために端的に申し上げますので、ご賢察をお願いいたします。

1点目は、義務教育学校を真剣に考えてはどうか、ということです。生徒数の減少は、令和10年頃から著しくなり年少人口の単純割による一学級、2035年すなわち10年先17人、2045年20年先10人と予想されます。参考に諸橋小学校は13年で統廃合されました。また、義務教育学校は、教科担任制が導入しやすい、中1ギャップの緩和、解消がなされやすいなどのメリットがあります。

2点目は、運動場、体育館は、絶対に2つ必要でしょうか。すみ分けを前提にすればそうなるのでしょうか、生徒数、学級数が少なくなるのに、授業上の利用の調整は幾らでもできるのではないのでしょうか。

3点目は、理科、音楽、図工室、更には保健室、会議室、相談室なども小中交互に利用ができないのでしょうか。

以上、施設に絞っての私見ですが、義務教育学校にしないで、小学校、中学校、併設施設とする場合でも、考えらえる事項ですので、ご一考くださればと思います。

元より教育施設については素人でありますので、私に間違いがあったら、ご指摘頂き、訂正の上、ご説明くださればと思います。教育そのものについて、私の尊敬する岡潔、森信三、藤原正彦などを引用して喋り出したら、止まらない恐れがありますので、この辺でいい加減納めたいと思います。

以上、舌足らずでございますが、お聞き苦しい点などお許し頂きまして、7番伊藤繁男の

一般質問を終わります。ご寛大にご清聴いただき、誠にありがとうございました。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

まず1項目目の復興計画についてお答えいたします。

復興計画や総合計画の最重要課題は、当然、人口減少の抑制と交流人口の拡大であります。人口が少ないからと言って、住みにくいとか、不便だからではありません。この震災からの復興を契機に、引き続き「すべての世代が暮らしやすい、住み良い環境を」、そして、「人口の少ない町、規模の小さい町だからこそできる、きめの細かい住民サービス」を考え、町民の生活の安心安全を確保するとともに、未来ある子どもたちに「これからも住んでみたい、住んで良かった」と思えるようなまちづくりを行ってまいります。

また、地域コミュニティとしての地区自治会機能の維持についても、重要なのは、器としての自治会ではなく、地域を考える人の存在であり、それを育む新しい仕組みづくりとして、それぞれの活動内容を確認しながら、若者が帰属意識を高め、従来のやり方について意識改革を促す方策を検討するとともに、新たな活動に向けた仕組みづくりと支援の強化を図ってまいります。

さらに、震災対応では、ニーズ予測として、町民の皆様のご意見をよくお聞きし、需要を予測した上で、無駄を省き、効率的な事業の執行を行う一方で、被災者に寄り添った支援と、誰一人取り残さない安心で安全なまちづくりと創造的復興に向けて、復興計画で掲げる「住民参加でつくるまち」「暮らすことに誇りがもてるまち」を実現させる中で、町民の教養と文化向上の観点からも、現在、被災している文化センターの早期復旧を含め、図書館や公民館などの社会教育施設の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上となります。残余のご質問については、教育長及び担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（佐藤豊）

大間教育長。

○教育長（大間順子）

5項目目の学校施設について、お答えいたします。

ご質問の、義務教育学校は、学力向上や中学校への進学に対する不安の軽減を目的として、一人の校長のもとで一つの教職員組織が、義務教育9年間で繋がりのある教育課程を編成、実施するもので、1年生から9年生までの児童生徒が一つの学校に通う形態を言います。

そのメリットといたしましては、議員ご指摘のとおり、小中学校の教員が一つの学校に共

存しているため、小学校段階においても、教科ごとに中学校の教員から専門的な指導を受けられる、教科担任制が導入しやすいことや、小中学生が一つの校舎でともに学び、生活しているため、小中学校の段階による環境の変化が少なく、中1ギャップの緩和に効果があると言われております。

その反面、同じ校舎で9年間を過ごすため、節目がなく、子どもが成長を自覚できずに自立の遅れが見られるほか、教職員にとっては、関わる子どもの年齢幅が大きいと、接し方に工夫が必要で教員の力量によっては、求められる教育効果が得られにくい、また、小中学校どちらの行事にも関わらなければならないこともあり、拘束時間が増加し多忙化に繋がるという課題があります。

このように、教育委員会といたしましては、これまでに義務教育学校の視察や、義務教育学校で勤務経験のある教員に児童生徒の様子や学校運営に関する聞き取りを行うなど、制度に関する理解を深めてまいりました。

これらを踏まえ、義務教育学校に対する考えを申し上げますと、小学校と中学校は、交流や情報交換を密に行い、繋がりのある教育を行ってまいりますが、学校形態につきましては、現行のまま、それぞれに独立した形を維持し、その段階ごとに成長を促す指導を重要視したいと考えております。

次に、運動施設や特別教室などを小中学校で共同利用できるか、とのご質問についてですが、令和6年能登半島地震のあと、校舎が大きく損傷した穴水小学校は、穴水中学校の校舎を間借りし、約8か月間、穴水中学校とともに1つの校舎を利用しておりました。

その時の経験から、9学年全ての時間割を重ならないよう調整することは困難であり、小中学校の授業時間の違いにより、現場の先生方からは、特別教室など、一つしかない施設を小中学校で共同利用することは難しさを聞いております。

運動場と体育館は、体育の授業のみならず、休み時間においても、児童生徒の遊びや運動の場となることから、共同で利用する場合は、双方に危険が及ばないよう、十分な配慮が必要であり、活動に制約が生じることもあったりするので、小中学校それぞれに必要であると考えております。

また、理科室、音楽室、図工室などの特別教室は、児童生徒の体格の差から、机や椅子の高さを変える必要があることに加えて、小中学校の授業で使用する器具や教材が異なるため、それぞれに教室を設けることが一般的です。

最後に、会議室、相談室などにつきましては、教職員間の調整により共同利用することは可能ですが、学級数の多さや小中学校の組織的文化の違いを考慮しますと、複数あることが望ましいと考えております。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

2 項目目の復旧工事についてお答えします。

まず、建設業をとりまく状況でございますが、御指摘のとおり近年、作業員の不足や週休二日制の導入、令和 6 年 4 月 1 日からは罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されるなど建設業の労働環境が大きく変化しております。

入札状況について今年度、穴水町では 2 月末日までに 4 2 件の災害復旧工事に係る入札を実施してきたところであります。

奥能登の他市町では、入札の不調、不落が発生している状況と聞いているところではあります。当町においては現在まで幸いなことに発生はしておりません。

建設工事に係る入札参加事業者については、地域性や技術的適正を勘案しながら、町内外の事業者を問わずに選定しているところであります。

災害復旧工事にあたっては、災害査定も完了したことから、来年度から本格的に実施していく計画となっておりますが、大規模な災害であったことから技術的適正を見極める必要もあり、今後も町内外問わず、参加できるよう取り組んでまいります。

災害復旧工事の目途について、生活基盤の確保や二次災害の防止の観点から応急復旧工事を行ってきており、本格的な施設の復旧については、計画等が整ったものから順次入札を行っております。町といたしましては、県と連携し、一日も早く本格復旧できるよう、関係者の協力を得ながら迅速に取り組んでまいります。

次に、3 項目目の災害公営住宅についてお答えします。

住まいの意向調査については、昨年 7 月から 8 月に町が実施した意向調査でございます。こちらについては 6 5 5 件を対象に行い、4 6 4 件の回収となっており 7 割の回収となっております。内訳は、災害公営住宅入居希望者が 1 2 9 件、再建の意向については、まだ未定と回答した世帯は約 1 3 9 件、自立再建が 1 9 6 件となっております。過去の災害の事例は、回収した数のうち、入居を希望した数の率をもとに必要戸数を算出しておりました。それに基づきますと約 3 割の方が希望されておりますので未定と回答した 1 3 9 件に 3 割を掛け合わせますと 4 1 件の方が入居を希望されると推定されます。これにより、当初から希望された方 1 2 9 件と算出した 4 1 件を合計しますと 1 7 0 件が必要戸数と算出されます。これはあくまで推計値でございますので、再度、住まいの意向調査を行い、その結果をもとに災害公営住宅の入居を希望される方全員が入居出来る戸数を整備していきたいと考えております。

次に、諸橋地区の整備についてですが、意向調査の結果から災害公営住宅を希望している世帯は、3 戸程度にとどまっており、今後の意向調査を基に諸橋地区及び住吉地区において入居希望戸数を見極め、建設場所も含めて地区住民と協議しながら出来るだけ早く進めていきたいと考えております。

次に、災害公営住宅の完成時期についてですが、大中議員のご質問にお答えしたとおりスピード感を持って作業を行ってまいります。

次に、民有地の買い上げについて、今回の災害公営住宅建設選定地については、所有者のご理解ご協力を得られましたので、議員ご提案の件につきましては、貴重なご提案として承っておきたいと思います。

○議長（佐藤豊）

黒田復旧復興対策室長。

○復旧復興対策室長（黒田篤史）

伊藤議員の最後の答弁になります4項目目の支援相談会についてお答えいたします。

まず始めに、2月22日と23日の2日間に開催予定でありました建築のプロによる被災宅地の現地相談につきましては、寒波による大雪が予報されていたため、延期となっており、現在、次の開催日程について、石川県と調整を行っているところであります。

議員ご提案の公民館単位での震災何でも相談会の開催につきましては、現在、石川県と連携した専門家による合同無料相談会として、10業種の専門家をお招きし、各種専門的な相談会として、役場庁舎において、2ヵ月に1回のペースで開催させていただいておりますので、被災者のニーズなどを把握したうえで、開催回数や開催場所を拡大できるか検討し、石川県と協議していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、先ほどの湯口議員の答弁と一部重なりますが、先月から始めております、地域支え合いセンターによる全戸訪問や、外部団体によります相談会なども開催しておりますので、可能な限り住民に寄り添った形での支援に努めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤豊）

伊藤議員。

○7番（伊藤繁男）

吉村町長を始め、担当課長には、ご丁寧なるご答弁を頂き、ありがとうございました。

穴水町のためにこの議場に集う私たちはお互いに公僕を片時も忘れることなく、長期的、多角的、根本的な視点を以って、わが町の激甚震災から、先ず復旧させる責務があることを、僭越ながら申し上げ、私の町政全般の質問を終わります。

誠にありがとうございました。

○議長（佐藤豊）

以上で一般質問を終わります。

関連質問はございませんか。

無いようですので、関連質問を終わります。

◎町長追加提出議案の提案理由

○議長（佐藤豊）

次に、町長追加提出議案の提案理由の説明を求めます。
吉村町長。

○町長（吉村光輝）

先程の一般質問では、議員の皆様方より震災対応を中心に貴重なご意見やご質問を賜りました。今後の震災復旧復興に活かしていきたいと存じます。

さて、本定例会に追加提案する条例案件1件と契約案件9件についてご説明します。

議案第26号の穴水町課制条例の一部を改正する条例については、昨年3月に設置した総務課の「復旧復興対策室」を「復興推進課」に昇格させ、復興計画や町総合計画などの検証や実施を行うとともに、震災からの復旧と復興事業を加速させるため、町全体の企画や町づくり体制の機能強化を図るもので、その組織改編について当該条例の一部を改正するものであり、町長部局は、現在の8課を9課にするものであります。

次に、議案第27号の6災5416号町道内浦線道路災害復旧工事請負契約の締結についてから、議案第32号の6災5426号町道乙ヶ崎鹿島線道路災害復旧工事請負契約の締結については、地震で被災した町道内浦線他、11路線についての道路災害復旧工事の契約案件であり、先月2月25日に、指名競争入札及び制限付き一般競争入札したもので、契約金額、及び契約先については、提出議案に記載のとおりであります。

また、議案第33号の令和6年能登半島地震（6－5450号・5452号・5453号）管渠災害復旧工事請負契約の締結についてから、議案第35号の令和6年能登半島地震（6－5453号）管渠災害復旧工事（2工区）請負契約の締結については、同じく地震で被災した下水道施設の災害復旧工事の契約案件であり、先日、3月5日に、制限付き一般競争入札したもので、契約金額、及び契約先については、提出議案に記載のとおりであります。

いずれも予定価格が5,000万円以上の工事であり、地方自治法第96条第1項の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を賜るものです。

何卒、慎重審議のうえ適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げまして、追加議案の提案理由の説明といたします。

◎議案等に対する質疑

○議長（佐藤豊）

これより、議案等に対する質疑を行います。

質疑の通告があります。

6 番 大中正司議員。

○6 番（大中正司）

当初予算主要事業の内、公園災害復旧事業について質疑をいたします。

予算内示会の資料での公園災害復旧事業の目的は、被災した公園の復旧を行い、人々のレクリエーションの空間を提供し、都市防災性を向上させると記されています。

被災した公園の復旧が必要な事業であることは理解しますが、測量設計費 4,400 万円余り、工事費 4 億 1,400 万円余り、合計 4 億 5,800 万円余りの大きな予算額であります。予算内示会では歳出の内訳や詳細が示されなかったもので、質疑の第一に、その内訳及び詳細をお聞かせ下さい。

そのまま、続けてよろしいでしょうか。

質疑の第 2 は、大町西児童公園再整備事業であります。大町西児童公園は整備予算として既決されておりますが、その位置は現在建設中の福祉施設穴水聖蹟園と J A 本店に道路を挟んで隣接する用地で、すぐそばに一昨年 1 億数千万円という巨額を投じて整備した素晴らしい西川島児童公園があります。

現在、雑草が生い茂った中に利用者のいない遊具がポツンと取り残されている大町西児童公園の現状と、西川島児童公園のゆったりとした利用状況を把握した上での事業計画なのでしょうか。児童公園を敢えて新たに再整備する根拠をお聞かせ下さい。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

公園災害復旧事業についてお答えします。

当該の公園災害事業内容は、相撲場と法面を原形復旧するもので、土俵や観覧席、駐車場の復旧工事や崩壊した法面の対策工事などを含んでおります。

また、西川島児童公園の園路、フェンス、クラック補修などの復旧工事を予定しております。相撲場の測量設計調査業務に 4,450 万 6 千円、相撲場復旧工事、法面復旧工事で 3 億 7,444 万円、西川島児童公園災害復旧工事で 4,000 万円、合計 4 億 5,894 万 6 千円となります。町といたしましては、引き続き早期復旧に向け対応してまいります。この他に野球場、陸上競技場、遊歩道等、約 2 億円の査定を受けております。

大町西児童公園整備ですが、震災前の計画として、一昨年整備いたしました西川島児童公園から真名井川沿いの遊歩道整備により公園と公園を繋ぎ、地域住民のレクリエーションの場として健康の維持や増進に寄与する施設として、また親水公園としての機能を持つ整備や

ストレッチや軽い運動ができる健康遊具を設置する整備などを計画しておりました。

震災によって必要とされている整備について再検証し、子育てを応援し、小さい子から高齢者まで誰もが長居したくなる公園整備を目指しておりますので引き続き事業のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

質疑は総括的であるべきという事は承知の上で答えを確認したいと思うんですが、震災によって必要とされている整備について再検討、再検証をするという、その私の質疑は正にその再検証の中身そのものでありまして、根拠というのはそれを問うているのですね。先に指摘した2つの児童公園の現状についての認識も含めて再検証から再整備計画に至るまでの経緯について、改めてわかりやすくご説明いただけますか。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

2つの公園の整備につきましては、震災前から西川島児童公園と大町西児童公園を繋げる遊歩道の整備を合わせまして整備する計画でございました。その中で、大町西児童公園についても当初から計画整備する予定でございまして、未来づくり会議でも親水空間をという意見がございましたので、それを参考に整備の検討を行ったところです。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

この後、予算決算特別委員会もございますので、これ以上の質問は控えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤豊）

2番 小谷政一議員。

○2番（小谷政一）

それでは、議案に対する質問をさせていただきます。

法外公共物いわゆる青線、赤線の災害復旧についてでございます。

議案第1号令和7年度一般会計予算、8款2項1目の道路維持修繕費の14節工事請負費3,265万円が計上されており、その中に法定外公共物、いわゆる古い公図上に記載されていた青線、赤線の災害復旧費も計上されているとのことです。町民への周知も兼ねてお聞きをいたします。

以前この青線、赤線は財務省が管理していましたが、地方分権推進計画に基づく2000年4月1日施行の地方分権一括化法によって、法定外公共物のうち里道・水路などの機能を有しているものは地元自治体の申請に基づき、無償譲渡され、現在では地番も付けられ市町に登記されております。

公共土木施設や、農林水産施設などは国の補助により復旧が可能で、町のパトロールなどにより地区からの要望がなくても復旧されますが、法定外公共物でも場所によっては町道なみに一般の用に供している集落にとって重要な里道もございます。今回の地震により、被災している箇所も多く有ると聞いておりますので、箇所数と金額、また地元負担金の有無についてお聞きいたします。

また、改めて区長町内会への周知についても、お願いをしたいと思います。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

法定外公共物の災害復旧については、議員がおっしゃる町に無償譲渡されている施設については、公有地となることから復旧費用は町が負担するものと考えます。

予算計上につきましては、1箇所あたり100万円の10箇所を見込み赤線、青線それぞれ1,000万円を計上しております。町の公有地となる里道・水路の復旧にあたり地元の負担は現状では考えておりません。

実施にあたっては、区長町内会長への周知を図り、要望が多数ある場合は日常生活に危険性があるなど緊急性の高い箇所から実施していきたいと思っております。

実施には民地との境界確認などが必要となることから、区長町内会長様には、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

2番 小谷議員。

○2番（小谷政一）

ありがとうございます。是非、よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（佐藤豊）

他に質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

◎議案等の予算決算特別委員会付託

○議長（佐藤豊）

次に、議案第1号から議案第7号までの議案7件について、予算決算特別委員会への付託を行います。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第7号までの議案7件については、お手元へ配布してあります議案付託表のとおり、予算決算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。よって、議案第1号から議案第7号までの議案7件については、付託表のとおり、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案等の各常任委員会付託

○議長（佐藤豊）

次に、議案第8号から議案第17号、議案第19号から議案第21号及び議案第25号から議案第35号までの議案24件と、報告第1号と報告第2号について、各常任委員会への付託を行います。

お諮りいたします。

議案第8号から議案第17号、議案第19号から議案第21号及び議案第25号から議案第35号までの議案24件と、報告第1号と報告第2号については、お手元へ配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。よって、議案第8号から議案第17号、議案第19号から議案第21号及び議案第25号から議案第35号までの議案24件と、報告第1号と報告第2号

については、付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会

○議長（佐藤豊）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日は散会といたします。

（１７時００分散会）

令和7年第1回穴水町議会3月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和7年3月19日（水）

招 集 場 所 穴水町議会議場

出 席 議 員 （9名） 議長 佐 藤 豊 副議長 小 谷 政 一

1 番 宮 本 浩 司 7 番 伊 藤 繁 男

4 番 湯 口 かをる 8 番 小 泉 一 明

5 番 山 本 祐 孝 9 番 小 坂 孝 純

6 番 大 中 正 司

欠 席 議 員 （1名） 10 番 浜 崎 音 男

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長 吉 村 光 輝 副 町 長 宮 崎 高 裕

教 育 長 大 間 順 子

総 務 課 長 北 川 人 嗣 復 旧 復 興 黒 田 篤 史
対 策 室 長

環 境 安 全 課 長 荒 木 秀 人 税 務 課 長 出 水 幸 織

住 民 福 祉 課 長 笹 谷 映 子 子 育 て 健 康 課 長 谷 口 天 洋

観 光 交 流 課 長 小 林 建 史 地 域 整 備 課 長 金 谷 康 宏

上 下 水 道 課 長 勝 本 健 一 会 計 課 長 岡 浦 祥 美

教 育 委 員 会 松 尾 美 樹 総 合 病 院 橋 本 真
事 務 局 長 事 務 局 長

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷 寿美 次長 諸橋 徳子 主任 木場 早雪

令和7年第1回穴水町議会3月定例会日程表（追加）

	月 日	曜日	時 間	議 事
第1日	3月4日	火	午前10時	(開 会) 第1、会議録署名議員の指名 第2、会期の決定 第3、町長提出議案等の提案理由の説明 第4、議案審議・採決 議案第18号、議案第22号、 議案第23号、議案第24号 第5、議員提出議案の趣旨説明 第6、諸般の報告 (散 会、 議員協議会)
第2日	3月5日	水		休 会
第3日	3月6日	木		休 会
第4日	3月7日	金		休 会
第5日	3月8日	土		休 日
第6日	3月9日	日		休 日
第7日	3月10日	月		休 会
第8日	3月11日	火	午後1時30分	(本会議再開) 第1、一般質問 第2、町長提出議案等の提案理由の説明（追加分） 第3、議案等に対する質疑 第4、議案等の予算決算特別委員会付託 第5、議案等の常任委員会付託 (散 会)
第9日	3月12日	水	午前9時	予算決算特別委員会
第10日	3月13日	木	午前9時	予算決算特別委員会
第11日	3月14日	金	午後1時30分	総務産業建設常任委員会
第12日	3月15日	土		休 日
第13日	3月16日	日		休 日
第14日	3月17日	月	午後1時30分	教育民生常任委員会
第15日	3月18日	火		休 会
第16日	3月19日	水	午前10時	(本会議再開) 第1、予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告 第2、予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑 第3、討 論 第4、採 決 第5、常任委員会付託議案等の委員長報告 第6、常任委員会委員長報告に対する質疑 第7、討 論 第8、採 決 <u>第9、町長提出議案等の提案理由の説明（追加分）</u> <u>第10、人事案件の採決</u> <u>第11、議員提出議案の趣旨説明（追加分）</u> <u>第12、議案等に対する質疑</u> <u>第13、討 論</u> <u>第14、採 決</u> <u>第15、閉会中継続審査及び調査</u> (閉 会)

町長から本会議に追加提出された議案は、次の１件であった
議案第３６号 穴水町監査委員の選任について

本会議に追加提出された発議は、次の１件であった
発議第４号 穴水町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

◎議事日程

- 日程第１、予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告
- 日程第２、予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑
- 日程第３、討論
- 日程第４、採決
- 日程第５、常任委員会付託議案等の委員長報告
- 日程第６、常任委員会委員長に対する質疑
- 日程第７、討論
- 日程第８、採決
- 日程第９、町長提出議案等の提案理由の説明（追加分）
- 日程第１０、人事案件の採決
- 日程第１１、議員提出議案の趣旨説明（追加分）
- 日程第１２、議案等に対する質疑
- 日程第１３、討論
- 日程第１４、採決
- 日程第１５、閉会中の継続審査及び調査

議 事 の 経 過

◎開議の宣告

（午前１０時００分再開）

○議長（佐藤豊）

本会議を再開いたします。

１０番、浜崎音男議員から入院治療のため、欠席届が提出されている事をご報告いたしま

す。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告

○議長（佐藤豊）

これより日程に基づき、議案第1号から議案第7号までの議案7件を一括議題にいたします。

予算決算特別委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長 山本祐孝議員。

○予算決算特別委員会委員長（山本祐孝）

予算決算特別委員会委員長報告。

3月定例会における予算決算特別委員会に付託された議案7件について、去る3月12日と13日の両日に吉村町長をはじめ執行部出席のもとで審議を行いました。

議案第1号令和7年度穴水町一般会計予算は、前年度比195.6%増となる244億5,100万円、うち能登半島地震関連予算は、168億3,600万円余りと、予算の68.8%を占めており、災害復旧事業の加速を図り、地震からの町民生活再建への支援の充実、穴水町復興計画に基づきまちづくりを進めるための予算となっております。

特別会計となる、議案第2号から議案第4号の令和7年度穴水町国民健康保険特別会計予算、穴水町介護保険特別会計予算、穴水町後期高齢者医療特別会計予算の合計は、前年度比の3.4%増となる27億7,300万円余りとなっています。

企業会計となる、議案第5号から議案第7号の令和7年度穴水町病院事業会計、穴水町水道事業会計、穴水町下水道事業会計の予算合計は、前年度比103.7%増の71億3,400万円余りであり、全会計総額では、前年度比137.7%増となる343億5,800万円余りであります。

各委員からの主な指摘、要望、意見等について報告いたします。

○能登半島地震被害復旧状況カルテの見える化の定期的な更新の実施に引き続き努めること。○ささえあいセンター運営事業について、各課横断した支援体制を構築し、日常生活の見守りや相談支援の強化を図ること。○各避難施設の防災行政無線の電波の状況を調査し戸別受信機の設置や、非居住地域についても、緊急時や災害時に携帯電話を利用できる環境を整備すること。○サテライトオフィスの誘致事業は、受入れ施設となる場所の確保に加え、マッチングにも難しい問題ではあるが今後も積極的に取り組んでほしい。○震災により町内での宿泊場所の確保は困難な状況にある。コンテナハウスの設置や宿泊施設の誘致等に取り組

んで欲しい等の意見がありました。

当委員会に付託された議案第1号から第7号までの令和7年度穴水町一般会計、各特別会計及び、企業会計の予算議案7件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決すべきもの」と決定し、本会議に諮ることとしました。

以上で、当委員会の委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）

これにて、予算決算特別委員会における委員長報告を終わります。

◎予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑

○議長（佐藤豊）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。
無いようですので、質疑を終わります。

◎討論

○議長（佐藤豊）

これより、討論を行います。
討論の通告はありませんが、討論はありませんか。
無いようですので、討論を終わります。

◎採決

○議長（佐藤豊）

これより採決を行います。
議案第1号から議案第7号までの議案7件を一括採決いたします。
なお、各件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

○議長（佐藤豊）

お諮りいたします。
議案第1号から議案第7号については、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願

ます。

(全員起立)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第1号から議案第7号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎常任委員会付託議案等の委員長報告

○議長（佐藤豊）

次に議案第8号から議案第17号、議案第19号から議案第21号及び議案第25号から議案第35号までの議案24件と、報告第1号と報告第2号を一括議題にいたします。

各常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会副委員長 小谷政一議員。

○総務産業建設常任委員会副委員長（小谷政一）

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

議題となりました議件の内、当委員会に付託された議案について、3月14日に審査いたしましたので、その経過及び結果をご報告いたします。

議案第8号 令和6年度穴水町一般会計補正予算（第7号）について

議案第10号 令和6年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第14号 令和6年度穴水町水道事業会計補正予算（第4号）について

議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第17号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 穴水町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について

議案第21号 穴水町企業誘致条例の一部を改正する条例について

議案第25号 穴水町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

議案第26号 穴水町課制条例の一部を改正する条例について

議案第27号から議案第32号までの議案6件については、道路災害復旧工事請負契約の締結について

議案第33号から議案第35号までの議案3件については、下水道管渠災害復旧工事請負

契約の締結について

次に、報告第1号 令和6年度穴水町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について

報告第2号 穴水町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、であります。

以上の議案等について、各担当課から説明を頂き、質疑応答を行いました。

各委員からの主な意見として、○令和6年能登半島地震の発生により、職員においては、有給休暇の取得が難しくなっていると思うが、職員の心身のリフレッシュを図るためにも積極的な取得に努めること。○昨年の長谷部まつりは、規模を縮小し代替イベントを実施しているが、多くの町民に笑顔と活力を与えることが出来たと思う。来年度においても、是非実施して頂きたい。○令和6年能登半島地震により、浮上した下水道マンホール周辺や道路の陥没箇所など、車両交通の安全を図るためにも随時対応すること、などの意見がありました。

以上、付託されました議案19件及び報告2件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決又は承認すべきもの」と決定し、本会議に諮ることといたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

総務産業建設常任委員会委員長 浜崎音男代読でございます。

○議長（佐藤豊）

教育民生常任委員会委員長 小坂孝純議員。

○教育民生常任委員会委員長（小坂孝純）

教育民生常任委員会委員長報告を行います。

議題となりました議件の内、当委員会に付託された議案等について、3月17日町長はじめ担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第8号 令和6年度穴水町一般会計補正予算（第7号）について

議案第9号 令和6年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第11号 令和6年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 令和6年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第13号 令和6年度穴水町病院事業会計補正予算（第4号）について

議案第20号 穴水町さわやか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

次に、報告第1号 令和6年度穴水町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について、であります。

以上の議案について、各担当課から説明を頂き、質疑応答を行いました。

各委員からの、主な意見として、○社会福祉費の敬老会実行委員会補助金について、減額

要因に能登半島地震の影響により対象者の明確な所在が把握できず、記念品を届けることが出来ないケースがあったようであり残念である。新年度の実施に向け、全ての方に届くように準備を進めて欲しい。○非常備消防費の消防団員活動費において、消防団員に出動等の要請がなく報酬が減額されたということは良いことである。今後も、体調に配慮し、活動を行って欲しい、などの意見がありました。

以上、付託されました議案6件と報告1件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決又は、承認すべきもの」と決定し、本会議に諮ることといたしました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）

これにて、各常任委員会における委員長報告を終わります

◎常任委員会委員長報告に対する質疑

○議長（佐藤豊）

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。
質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。
無いようですので、質疑を終わります。

◎討論

○議長（佐藤豊）

これより、討論を行います。
討論の通告はありませんが、討論はありませんか。
無いようですので、討論を終わります。

◎採決

○議長（佐藤豊）

これより、採決を行います。
議案第8号から議案第17号、議案第19号から議案第21号及び議案第25号から議案第35号までの議案24件と、報告第1号と報告第2号を一括採決いたします。
なお、各件に対する委員長の報告は、いずれも可決又は承認であります。

お諮りいたします。

議案第 8 号から議案第 17 号、議案第 19 号から議案第 21 号及び議案第 25 号から議案第 35 号までの議案 24 件と、報告第 1 号と報告第 2 号について、原案どおり可決または承認することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第 8 号から議案第 17 号、議案第 19 号から議案第 21 号及び議案第 25 号から議案第 35 号までの議案 24 件と、報告第 1 号と報告第 2 号については、原案どおり可決又は承認することに決定いたしました。

次に、発議第 1 号から発議第 3 号を、一括議題といたします。

これより、採決を行います。

発議第 1 号穴水町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてから、発議第 3 号ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書の提出について、を一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、発議第 1 号から発議第 3 号については、原案どおり可決されました。

◎町長提出議案等の提案理由の説明（追加分）



○議長（佐藤豊）

ただ今、町長提出議案 1 件と、議員提出議案第 1 件が追加提出されました。

お諮りいたします。

ただ今、町長及び議員からの提出がありました案件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

「異議なし」と認めます。よって、町長提出議案第３６号と議員提出議案第４号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

これより、町長追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

今ほどは、本議会に提出した新年度予算を含む、全議案について、厳正なるご決議をいただき、誠にありがとうございます。

これまでにない多額の予算であり、執行に際しても、様々な課題が生ずることかと思いますが、常に被災者に寄り添った、誰一人取り残さない安心で安全なまちづくりと創造的復興に向けて、職員と一丸となって、事業の推進に努めてまいりますので、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に追加提案する人事案件１件についてご説明いたします。

議案第３６号穴水町監査委員の選任については、町議会議員の中からの選任している監査委員の浜崎音男氏が、３月３日をもって辞任されたことに伴い、新たに、町議会議員の小泉一明氏を選任いたしたく、地方自治法第１９６条第１項の規定により、同意を求めるものであります。

何卒、ご同意の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤豊）

お諮りいたします。

議案第３６号については、人事に関する事でありますので、質疑、討論及び常任委員会への付託を省き、本会議において審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。よって議案第３６号については質疑、討論及び常任委員会への付託を省き、本会議において審議することに決しました。

◎人事案件の採決

○議長（佐藤豊）

これより、採決を行います。

議案第３６号 穴水町監査委員の選任については、議会の同意を求めようとするものであ

ります。小泉一明議員には、一身上の関することであり、地方自治法第117条の規定により、議事に参与することができないことになっておりますので、審議が終わるまでしばらくの間、退席をお願いいたします。

(8番 小泉一明議員 退席)

お諮りいたします。

議案第36号は原案どおり小泉一明議員の選任に同意することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員起立)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり、同意することに決定いたしました。

(8番 小泉一明議員 復席)

◎議員提出議案等の趣旨説明（追加分）

○議長（佐藤豊）

次に、議員追加提出議案の趣旨説明を求めます。

5番 山本祐孝議員。

○5番（山本祐孝）

発議第4号の趣旨説明を行います。

本日、穴水町議会3月定例会において、穴水町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について、私、山本祐孝が発議いたします。賛成者には、小泉一明議員に名を連ねて頂いております。

地方自治法が改正され、議員個人による請負に関する規制における請負の定義の明確化及び、議員個人による請負に関する規制の緩和がなされました。

これは、近年地方議会議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえて行われたものであります。

穴水町の条例では、議員、その配偶者や3親等以内の血族などが経営する企業が町と請負契約を結ぶことを禁じるなど、地方自治法により範囲を広げた厳しい上乗せ規制が課せられており、今回の改正によりこの条項を撤廃することで、各分野から多様な人材が町議会議員

に積極的に挑戦し、町議会の活性化に繋がることが期待されることであります。
議員皆様のご賛同をお願いいたし、私の趣旨説明を終わります。

◎議案等に対する質疑

○議長（佐藤豊）

これより、議案に対する質疑を行います。

7 番 伊藤繁男議員。

○7 番（伊藤繁男）

7 番 伊藤繁男です。議員提出議案発議第 4 号について、一括方式で質疑させていただきます。提案された意味、及び条例の中身を理解しないまま、軽率に物事を判断する訳にはいきません。

質疑という事ですから端的に、先ず 1 点目、規制を撤廃すれば、議会が活性化するのでしょうか。（仮称）議会懇談会を提案しても「必要がない」というようでは、全く期待できませんが、如何でしょうか。誰が議員であれ、職責として、住民との意見交換は最重要であります。私たちは、住民に選ばれて議員の務めをしているのです。

次に、2 点目、（略称）議運の委員会で本件を言い出し、或いは提案された日以外に、実質の審議を何日、何時間程開いたのかご報告下さい。話を聞いた時、審議不十分だと思いました。

3 点目、他市町の条例を精査し、各委員と共に熟議を尽くし、その上でまとめられたものなのか、各委員の発言趣旨も併せてご説明下さい。議場にいる人は議員のみならず、皆さま聞いています。

4 点目、審議内容は会議録を調整されて記録として残され、誰でも閲覧でき求められたら開示できるのかご報告下さい。

5 点目、条例の一部削除について、第 3 条第 1 項の 3 及び 2 項の全文を削除する理由、即ち不都合があった事実を、具体的に示してご説明下さい。希望的、抽象的な個人的思惑の口上はいりません。穴水議会の為に、最善を求めているのです。

6 点目、議会最終日に発議された理由をご説明下さい。

7 点目、議案は、常任委員会付託して審査する規則になっていると思います。しかし、特に議会の根幹に関わる（略称）本件の条例の改正の議案の取り扱いを、このまま進めると規則を無視、又は省略することになる恐れがあります。この点について、議運の委員長としての認識、及び規則に基づく取り扱いを、どのようにされるのかご説明下さい。

以上、質疑は通告性でありませんので、突然ながらご答弁を求めます。

○議長（佐藤豊）

山本議員、答弁を。

○5番（山本祐孝）

伊藤議員の質疑にお答えをいたします。

最初にまず、質問事項1番目、規制撤廃をすることによって議会が活性化するかという質問でございます。1点目の質問に関しては、今回の発議の質疑からそれと考えると、回答を控えます。

2点目の議運での質疑について、お答えをいたします。

2点目については、議会運営委員会で2回、1月21日、2月10日、2時間余りの協議時間でしたが、議員が思われる協議時間には達していないかもしれませんが、十分協議し、各委員には納得されており、特に異議はないと考えております。

3点目の他市町の条例精査についてお答えいたします。

3点目については、19市町の条例を精査し、上乗せ規制があったのは、当議会を含め11議会でした。その中でも、当議会が広く規制をかけている状況でありました。

4点目について、お答えをいたします。会議録は、当然作成しておりますので可能であります。

次に、5点目について、第3条1項の3及び2項の全文削除に関する理由について、この5点目については、各分野より多様な人材が積極的に挑戦し、議会の活性化に繋がるものと考えております。

次に、6点目、最終日に発議された理由。6点目については、当初初日に提出することを予定しておりましたが、2月26日の新年度予算内示会及び全員協議会の終了後の議員協議会において、議会運営委員会委員の他の議員に対し協議させて頂いたときに、もう少し協議をしようということで、初日の提出を見送りさせていただきました。

次に、7点目です。7点目については、穴水町議会会議規則第39条によると、「会議において提出者の説明を聞き、（議員の質疑があるときは質疑の後、）議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する」とあります。

今回のこの条例は、議員に関することであり、全議員に判断していただくのが良いと考えました。常任委員会ですと、全議員に問うことは出来ません。議運で決めたことを、全員協議会で趣旨説明し、最終日に提案させていただきました。

以上で、終わります。

○議長（佐藤豊）

伊藤議員。

○7番（伊藤繁男）

質疑は、又は討論は、人間過ちを犯すものですから慎重に事を進めるというふうな所以からできております。ですから、これしつこく質問する訳ではございませんが、先ほど1点目についてどういう訳か知りませんが、「回答控えます」という答弁はなかろうかと一つは思います。それから、こと細かい事取り上げたら、議事の進行に差し障りますので、そこら辺は気にはなりますが、省略して発言しますけれども、議運のメンバーが浜崎議員を除き何人かいらっしゃいます。そのこともここにおいて、各議員の発言の趣旨も併せてご説明下さいと、言うふうに私発言したかと思えます。それについてもう1度、ご答弁願いたいと思います。

それで、26日にどうのこうのということでありましたが、それで送ったんだということではありますが、議場が開かれている機会というのは一般質問の日もありました。遅くてもその時にも提案できたのではなかろうかと、言うふうに思います。事前に提案されていれば、気になる所がありますけれども、そのまま議事を進めることも出来るけれども、最終日に提案するということは、非常に如何なものかと私自身は思います。

それで2点について、39条については、また後でまた関係してきますから、私の次の質疑とさせていただきます。

○議長（佐藤豊）

山本議員。

○5番（山本祐孝）

伊藤議員にお答えいたします。

質問は通告の3点目かなと思いますけれども、これに関しては、今日浜崎議員は欠席しておりますけれども、浜崎議員も最終にまとめる時には浜崎議員もおいでいただきました。

私、委員長ほか4人の委員がおりますけれども、皆さん各自意見をいただきまして、最終的に私委員長ですから、私は極力発言しておりませんけれども、みなさんの賛同を全会一致で賛同を得ましたので、こういうふうになりました。細かいことは、先ほど答弁しましたように会議録、議事録がありますので、またご参照願いたいと思います。以上です。

○議長（佐藤豊）

伊藤議員。

○7番（伊藤繁男）

先程、山本議員が第39条のこと言われましたけど、どのように理解されたかしりませんが、単純に言って、私たちの議案は原則として常任委員会付託という事が原則です。それを云云ということになれば、次の段階に進んで行く訳です。それは、この質疑が終わってからちょっとね、私、動議を出させてもらって、もう一度考えてもらう機会を設けたいと思いま

すのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

ほかに質疑はございませんか。

はい、湯口議員。

○4番（湯口かをる）

4番、湯口かをるでございます。

ただ今、提出されていれている発議第4号について質疑を申し上げます。提出された議案は、穴水町議会議員倫理条例平成16年条例第3号の一部を改正する条例に関するものであり、提出の議案は議会運営委員会で審議された後、議員協議会に廻されております。

しかし、議員協議会での審議は、令和7年2月26日と、3月4日などと回数も少なく、審議された結果も現状では出ていない状態であります。これで十分な審議が尽くされたといえるのでしょうか。本件は、過去において成立した先輩議員から引き継ぐ大変重要な案件であります。議案の対応等については、慎重に審議を尽くすべきだと思います。提出された議案についての審議不十分を申し述べさせていただきます。

○議長（佐藤豊）

山本議員。

○5番（山本祐孝）

湯口議員にお答えいたします。

湯口議員、あなたは、議会運営委員会のメンバーでございます。今、こういうふうな形で質疑されることに、私もびっくりしております。その時は、あなたも異議がなかったはずで。それから今、質疑は、政治倫理条例の一部改正の条例です。ですから、これは私と湯口議員の討論、話し合いじゃないものですから、議案に対する質疑という事で、答弁は控えさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤豊）

他に質疑はございますか。

はい、湯口議員。

○4番（湯口かをる）

私は、議会運営委員の一人でありまして、議員の一人であります。審議する中におきまして審議が、私が審議が不十分であるという事を申し述べている訳なので、内容について云々して申し上げている訳ではない訳なので、それをお間違えのないようにお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

山本議員。

○5番（山本祐孝）

湯口議員にお答えします。

あくまでも質疑です。質疑は、議員ご存知だと思いますけど、提出した条例、条例案に普通、質疑と思っております。今言われた発言は、質疑を拡大した討論にあたります。討論のような、私は考えを致しております。以上で、答弁を終わります。

○議長（佐藤豊）

これで質疑を終わります。

◎討論

○議長（佐藤豊）

これより、討論を行います。（「動議」と呼ぶ者あり）7番、伊藤議員。

○7番（伊藤繁男）

暫時休憩を入れて下さい。

○議長（佐藤豊）

皆さん、よろしいですか。

暫時休憩といたします。

（10時49分）

（ 休 憩 ）

（11時15分 再開）

◎動議

○議長（佐藤豊）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議題となっています発議第4号穴水町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について、常任委員会への付託を省略し審議することでの動議が伊藤議員より提出されております。

動議に賛同される方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数ということで決定いたしました。

ただ今、伊藤議員から常任委員会への付託を省略し審議することの動議が提出されましたが、この動議は2人以上の賛成者がありますので成立をいたしました。

常任委員会への付託を省略し審議することの動議を議題とし、採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

お座り下さい。全員起立であります。

したがって、常任委員会への付託を省略し審議することの動議は、可決されました。

以上で動議を終わります。

◎討論

○議長（佐藤豊）

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番 伊藤繁男議員。

○7番（伊藤繁男）

7番、伊藤繁男です。

議員提出議案発議第4号について、反対の討論を申し上げます。

先ず、議運の委員長の職責にありながら、本会議、最終日に重大な議案を提出することは全く異常なことです。こんな事、今迄にあったでしょうか。

私たちは、重大なことに對し、慎重に對処すべきであり、安易に取り扱って、穴水町議会の歴史に汚点を残すような過ちを犯してはならないと思います。

さて、本件に関わる資料が議員協議会に提出されたのは、今から22日前、令和7年2月26日でした。項目は、(略称) 議員政治倫理条例の一部改正、議員報酬の見直し、議員定

数の見直し、という３件であり、いずれも大変重大な議案です。

私はその時、慎重、丁寧な慎重な議論をすべきである。とだけ申し上げたかと思います。軽々に感想や思惑を述べて済む案件ではないと思いました。

２回目の席上、私は３月定例会に向けて、一般質問や復興元年の予算資料の読み込みなど、何かと忙しいのに、本件の資料をよく読んでいない上っ面の発言だと断った上で、何点か申しました。

（略称）議員倫理条例に限って、反対の討論に関わる点を掻い摘んで申し上げます。報酬は別件であり、混同しないで下さい。

さて、本条例は、平成１６年３月１６日議決制定、平成１９年４月改選後を以って施行するというものでした。当時、門前町との合併協議があつて、何かと大変なこと、例えば立候補の権利を制限する、建設業をやむなく廃業する、言わば犠牲を強いる様な事情の上で、その時の喫緊の合併優先ということで制定された事。

議会は、住民の代表で構成されており、選んでいるのは町の住民であり、議会の在り方、規則など、住民への説明を実施すべきである事。

住民説明については、一例、長野県飯綱町など、視察したことを思い出して、参考にしたかどうかという事。

大変な経過のあった条例の改編という重大なことを、議員だけで卓上で議論するのは、くれぐれも慎むべきである事。

厳しい規制だと、言うがパッと見て２親等以内に改めれば大して支障はないのではないかなという事。

内灘町の基準規定は大変良いものであり、この際議員倫理として検討したらどうかという事。

（仮称）議会懇談会を実施した上で、再検討すべき事。このことは重ねて強調し、参加できる議員で実施したらどうか、と申し上げたと思います。

また、家に帰って、改めて資料をよく見ると、県内１９市町のうち、本件の趣旨の議員倫理の遵守事項を定めているのは１５市町であり、倫理条例自体なしは４市町だけである事。また、やはり２親等以内が多いことを確認しました。

以上のことを踏まえ、私は今迄のたった２回の話し合いの経過に多くの疑問を懐き、粗雑ぞんざいさを非常に感じるのであります。

念のために申しますが、私は条例を墨守して改編を厭う者ではありません。検証しておかしかつたら、審議を尽くして改めたらいいと思っています。

その上で、ホリスティックを尊ぶ議会において、出来るだけ平穏にと思うのですが、残念ながら穏便平和を乱すようですが、敢然と反対せざるを得ません。

２回目の３月４日、ある意味忖度してせめて６月に延ばしたらどうかと言っても、山本議員は、とにかくこの３月議会で発議したいとの一点張り。強引とも言える態度でした。

提案して、「否決されてもいい」とまで言われました。違いますか。議運の委員長の立場

で、そんな取扱いをしていいのでしょうか。

憶測ですが、全く個人の思惑を押し通そうとしているかのような行為を、私は絶対に是認できません。

また、議運の権限とか、訳の分からないことを言っていましたが、議運がそんなに大事ななら、異議が出た以上、議運のテーブルに持ち帰って、再議することも出来るのに、そのような気配は全く見られませんでした。

それでも、私は慎重な議論をと、重ねて申し上げたが、頑なな態度は最後まで変わりませんでした。

私としては、もうこれ以上「何をか言わんや」になりました。ただ、議会の品位と名誉を損なう恐れのあることを、決して安直に看過できません。

参考ですが、県議会では、区割り、定数見直しを検討する懇談会の初会合を開きました。慎重に議論を重ね、来年の２月議会までには結論を得たい、ということであります。

本町の議会は拙速にも２回、ちょこっと会議を開いただけで、重い条例を改廃しようとする議案に、議員たる良識を以って、断固反対いたします。

また、事前に（略称）条例改正案及び議案説明書を提示しないで、最終日に発議するやり方は、議員に考える時間を与えない不意打ちの如き所行ではないでしょうか。手順がおかしいと思いませんか。事の異常さに気付きませんか。

身近な例ですが、吉村町長は３月１１日、８日前に書面を以って追加議案説明を行いました。比べて、山本委員長の議運の進め方において、誠実さ、丁寧さが感じられません。

最後に、このまま進んだら大変な過ちを犯す様な気がします。せめて、もう一度、皆で考える機会を作りませんか。少なくとも議会は、良識の府であるべきです。

議員たる正しい誇りも大事です。失ってはなりません。皆様の良識あるご判断をご期待申し上げます。

以上、私はマジョリティのご意見を拒みませんが、マイノリティであつても、以上の発言を以って、議会議員、伊藤繁男の反対討論とさせていただきます。

ご寛大にご清聴頂きありがとうございます。

◎採決

○議長（佐藤豊）

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

お座り下さい。起立多数です。

よって、発議第4号は、原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査及び調査

○議長（佐藤豊）

次に、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題といたします。

各委員長から、委員会における継続審査及び調査について、穴水町議会会議規則第75条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎閉会

○議長（佐藤豊）

以上で、本定例会に予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、令和7年第1回穴水町議会3月定例会を閉会といたします。

（午前11時31分閉会）

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

令和7年3月19日

議会議長 佐藤 豊

署名議員 湯口 かをる

署名議員 山本 祐孝